

令和4年度 第2回 小金井市環境審議会

日 時：令和4年8月10日（水）午後2時から

場 所：市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 報告事項
 - (1) 令和3年度各種環境測定結果報告資料へのご質問等に対する回答【資料1】
- 4 議題
 - (1) 前回審議会会議録について【資料2】
 - (2) 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画について【資料3】
 - (3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について【資料4】
- 5 その他
- 6 次回審議会の日程について

<配布資料>

資料 1	令和3年度各種環境測定結果報告資料へのご質問等に対する回答
資料 2	令和4年度第1回小金井市環境審議会会議録
資料 3	地球温暖化対策に係る各市の取組み事例
資料 4	市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

【参考資料】

参考資料1 第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）の概要

●令和3年度各種環境測定結果報告資料へのご質問等			
資料番号	質問者	ご質問欄	回答
4	池上会長	省エネチャレンジによるCO2削減は、温暖化対策推進計画にも目標値（100ton-CO2）が設定されています。今回の省エネチャレンジの結果から見積もられるCO2削減量について定量的に示すことができますでしょうか？	定量的にお示すすることは非常に難しい状況です。集計時に削減率3%未満の人、3～6%の人、6～10%の人、10～15%の人、15%以上の人と大枠で括ってしまっていること、例えば削減率5%の人であっても元の使用量が異なるため、削減量も同じとはなりません。 一つ一つの数字を追っていくとなると大変時間がかかってしまうことが想定されます。
4	高田委員	【省エネチャレンジについて】 成果はどのように市民に発信されていますでしょうか。またこの成果をどのように活用するかのご検討がされていればお教え下さい。	市ホームページ等に掲載しています。この結果を見て自分も取り組んでみようと思ってもらえるよう、周知していきたいと思います。
4	羽田野委員	省エネチャレンジの結果は、今後どのように活用されるのか。 環境施策に生かす計画があるのか。	市ホームページ等に掲載し、この結果を見て自分も取り組んでみようと思ってもらえるよう、周知していきたいと思います。 「小金井市気候非常事態宣言」同様、この現状を他人ごとではなく、一人ひとりが自らのこととして捉え、できることからすぐに始めるという意識付けをすることが目的なので、より周知には力を入れていきたいと考えています。
10	中里委員	井戸水・有機塩素化合物と鉛の調査は、井戸13地点で実施ということだが、これは市が把握している小金井市の井戸全てなのか。	全てではありません。また、手押しポンプの揚水施設については、届出義務がありません。
10	中里委員	13地点をピックアップした基準は何か。	所有者の御協力が得られる地点で調査を実施しています。
10	中里委員	有機塩素系化合物2種類が検出されているが（12ページ図2-1）、その地点の井戸（No.6.7.8.10.11.12）の検出が高い理由はなにか。No.7（ヨハネ桜町病院）での井戸水の有機塩素化合物のテトラクロロエチレンの高さが気になるのですが、原因を教えてください。	小金井市域上流部で地下水への影響があったものと想定されます。詳細な原因の特定は困難です。
10	中里委員	硝酸塩窒素は井戸No.3と13が際立って低いですが、ちゃんと計測できているのか、なぜ低くとどまっているのか、原因を知りたいです。	報告書3ページ記載の方法で調査を実施しています。詳細な原因の特定は困難です。硝酸性窒素の濃度が高まる一因としては、肥料が考えられます。
10	羽田野委員	井戸水は飲用に適する結果となっているのか。	有機塩素化合物による汚染状況を把握するための調査であり、飲用に適しているかについての項目については調査しておりません。

●令和3年度各種環境測定結果報告資料へのご質問等			
資料番号	質問者	ご質問欄	回答
11	中里委員	これらの13地点の井戸は、個人宅も含めて災害時には一般市民に水が提供されるのでしょうか？	災害用井戸の協定を締結している一部の揚水施設については、応急給水を実施します。
11	中里委員	現在の水質は環境に配慮した上か、放置した状態なのか、どちらですか？	地下水の汚染が国の調査で明らかになった後、法整備がされ、新たな地下水の汚染は生じにくい状況になったと考えています。汚染が生じた地下水についても、時間をかけて浄化されてきていると考えています。（平成28年度以降環境基準の超過はありません。）
12	中里委員	光化学スモッグ緊急対策に要する経費で、長年、小金井市に住んでいるにもかかわらず知らなかったのですが、いつから始まった制度ですか？	昭和50年に「光化学スモッグ災害見舞金支給規則」を定め、平成3年に「光化学スモッグ緊急時医師派遣業務実施要綱」を制定しています。更に平成5年に「光化学スモッグ緊急時対策要綱」を定め、市内各所に発生時の協力体制を整備しています。
その他	高木委員	1.「利用範囲」が狭すぎる →この建物が本当に環境配慮型であるなら、他の目的で利用しても、利用することによって建物から感じるものがあるはずであり、学習する意識がなければ気づかないのであればそもそも施設として十分ではないと思う	貴重な御意見ありがとうございます。「環境」を目的に使用した場合でなくとも、環境保全や自然保護の意識の向上ができるような仕掛けづくりができるよう検討してまいります。
その他	高木委員	2.空調設備を導入するのではなく、都や国が進める高性能住宅(断熱性能)を性能評価5または6レベルまで引き上げる断熱改修を先行して行うべき。	断熱遮熱扉を導入しておりますが、近年の急激な気候変動に対応しきれず、8月は閉館せざるを得ない状況となっております。については、年間を通して様々な世代の方が利用できるよう、空調設備の導入を検討しております。
その他	高木委員	3.利用者数向上「にぎわいの創出」については、産業課が中心に進めている「産業振興プラン」とも連動できると思う。情報共有がどの程度できているのかを知りたい。	市では第5次小金井市基本構想・前期基本計画を最上位計画として各計画を策定し、整合性を図りながら複合的に事業を展開しております。 「にぎわいの創出」についても小金井市産業振興プランの方針に沿った形での事業を展開していけるようにしてまいります。

令和4年度第1回

小金井市環境審議会会議録

令和4年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和4年6月28日(火)
- 2 時間 午前9時30分から午前11時55分まで
- 3 場所 小金井市商工会館2階 大会議室
- 4 報告事項 (1) 令和3年度省エネチャレンジ事業実施結果について(資料4)
(2) 令和3年度環境啓発事業実施結果について(資料5)
(3) 令和3年度各種環境測定結果について(資料6～11)
(4) 令和4年度環境政策課環境係の事業計画について(資料12)
- 5 議事 (1) 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画について(資料2)
(2) 小金井市環境配慮住宅型研修施設(環境楽習館)について(資料3)

- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会長 池上 貴志
副会長 椿 真智子
委員 高田 雅之、土屋 健
羽田野 勉、中里 成子
田頭 祐子
(2) 事務局員
環境政策課長 岩佐 健一郎
環境係長 高野 修平
環境係専任主査 荻原 博
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 1名

令和4年度第1回小金井市環境審議会会議録

岩佐課長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回小金井市環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課長の岩佐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

後ほど第10期の会長が決まるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、事務局より1点、事務連絡を申し上げさせていただきます。

会議録の作成に際しましては、事務局より、ICレコーダーの録音方式となっておりますので、御発言の際は、御面倒ですが、御自身のお名前を先におっしゃってから御発言をお願ひいたします。御協力をよろしくお願ひいたします。

また、今回は新任委員就任後、初の審議会の開催となりますので、それぞれ委嘱状を交付させていただくところでございますけれども、本日は、御審議いただく内容が大変多くなっておりますし、コロナの関係もございまして、時間に限りもございまして、誠に恐縮でございますけれども、あらかじめ皆様の机上に配付させていただいておりますので、何とぞ御了承ください。

最初に、本来であれば、本市の環境部長、柿崎より委員の皆様へ御挨拶をさせていただくところでございましたけれども、公務の都合上、本日は欠席をさせていただいております。よろしくお伝えくださいということでしたので、御了承いただければと思います。

それでは初めに、委員の皆様へ、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日、公募市民の橋本委員、商工会理事の高木委員、関係行政機関の東京都多摩環境事務所長の近藤委員に欠席の御連絡をいただいておりますので、お伝えさせていただきます。

それでは、自己紹介に移りたいと思っておりますけれども、大変申し訳ございませんが、議事の都合上、お一人様1分程度でお願いできればと

思います。

田頭委員から、順番に反時計回り、左回りで自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、よろしいでしょうか。座ったままで結構でございます。

田頭委員

それでは、皆様、初めましての方が多いと思います。田頭祐子と申します。

今、立場的には、環境市民会議という、小金井市環境基本条例に基づいて位置づけられました活動、団体がありまして、立ち上げ当時から関わっていました。

昨年度が副代表で、今年度は代表を賜っております。

もともと市民会議に入ったときも、武蔵野公園でプレイパークをつくる会をやっていまして、武蔵野公園の自然とか野川の流れが、先輩の市民の方々の努力によって再生された、復活されたということを知りました。そういった市民活動がとても小金井の魅力だなと思いましたので、そこから環境というテーマにも関わるようになったと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

中里委員

中里と申します。よろしくお願いいたします。

私は皆様のように専門知識は全くございません。何のバックグラウンドもございません。一主婦でございます。長いこと、定年になるまで都心に通勤しておりました関係で、あまり小金井市に根差していませんでした。

定年を迎えまして、水と緑が自慢の小金井で、これからも長く住んでいきたいと思ったときに、健康問題でありますとか、防災の面でありますとか、考えたときに、一番重要なのは環境問題ではないかということに改めて気がつきまして、それでこの審議会に応募させていただきました。

今期2期目でございます。どうぞよろしく、皆様、御指導くださいませ。

羽田野委員

羽田野と申します。今期、3期目になります。

私も小金井に住んで40年以上になりまして、環境とか家の周りの状況というのはいろいろ関心がありますが、3期目ということで、今

回、自分自身としての集大成みたいな形で臨みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

土屋委員 土屋です。よろしくお願いいたします。

私は農業をやっている関係で、環境問題は身近に接する問題だと思っていますので、私に分かる範囲になってしまいますけれども、皆さんのお力になればと思いますので、今期もよろしくお願いいたします。

池上委員 東京農工大学の池上と申します。今期で3期目となります。

工学部の小金井キャンパスで研究しておりまして、再生可能エネルギー、太陽光発電、風力発電をもっともっと普及させるために、再生可能エネルギーは出力が変動する電源ですので、それをできるだけ受け入れられるような電力システムにするために、どういう技術が必要かというような研究をしております。

前期、会長を務めさせていただきました。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

高田委員 皆さんよろしくお願いいたします。法政大学人間環境学部におります、高田と申します。今期、初めての参加ということになります。

私は、水辺といいますか、専門的には湿地というのですけれども、幅広く水辺とか湿地を研究しておりまして、それにとどまらず、自然環境、環境問題全般に幅広い関心を持って、学生を指導しております。

小金井は法政大学のキャンパスがありますので、しばしば来るぐらいの御縁でしたが、これを機に、大いに小金井に関心を持って、勉強させていただきたいと思っています。環境というのは、これからのまちづくりに重要なキーワードになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

椿委員 皆様、初めまして。東京学芸大学の地理学分野に所属しております椿真智子と申します。私もこの委員会は初めてとなりますので、いろいろ御指導いただければと思います。

学芸大学へ勤めまして結構長くなりまして、日頃から学生共々、はげ周辺はよく巡検で歩いたり、それから、いろんな形で地域文化、歴史、生活文化と環境、自然環境との関係というところに関心を持って、やっております。

大学も、省エネに向けて色々やっている一方で、教職員、学生はじめ、自分事として捉えられない面があると思っております。ぜひ地域の方々に、あるいは行政の方々に、いろいろ刺激をいただきながら、また大学教育にも還元したいなど思っておりますし、いろんな形でコミュニケーションできたらありがたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩佐課長 皆様、どうもありがとうございました。
引き続きまして、事務局の御紹介をさせていただきます。
環境係長の高野でございます。

高野係長 高野です。よろしくお願い致します。

岩佐課長 環境係主査の荻原でございます。

荻原専任主査 荻原です。よろしくお願い致します。

岩佐課長 会計年度任用職員の阪本でございます。

阪本環境係 阪本です。よろしくお願い致します。

岩佐課長 それと、環境係はもう一人、鳴海という職員がおりますけれども、本日、都合により欠席させていただきますが、この体制で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、これから審議を進めていくに当たりまして、小金井市環境基本条例施行規則第2条第2項の規定に基づきまして、議事を取り仕切っていただきます会長及び副会長を、互選にてお決めいただきたいと思っております。

なお、会長職は、慣例で毎回、学識経験者の方にお問い合わせいただいております。

まず、会長の互選につきまして、どなたか立候補して下さいます方、または推薦して下さいます方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

池上委員 池上です。昨年度まで、第2期で会長を務めさせていただきました。今期3期目となりますので、引き続き、皆様がよろしければ、務めさせていただけたらと思っております。よろしくお願い致します。

岩佐課長 どうもありがとうございます。池上委員から立候補いただきました。
皆様、会長は池上委員にお願いすることとしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(拍 手)

岩佐課長 ありがとうございます。皆様の御同意がいただけましたので、会長は池上委員にお願いすることと決定いたします。

それでは、私の役目はここで終了させていただきまして、会長とされました池上委員に、一言御挨拶をいただいた後に、議事の進行をお願いしたいと思います。

池上委員、会長席のほうにお願いいたします。

池上会長 池上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

小金井市は、昨年度まで本審議会の会長を務めさせていただきましたけれども、昨年度まで、2期の間、環境基本計画が出たり、今年初めには小金井市長のほうからゼロカーボンの宣言が出たり、脱炭素の社会に向かって、取組が急速に進んでいるところかなと思います。

この2年の間にもいろいろな動きがあるかと思しますので、皆様の御協力をいただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは引き続きまして、これから審議を進めていくに当たりまして、会長職を補佐していただきます副会長1名を、互選にて決めさせていただきたいと思っております。

どなたか立候補してくださいます方、また、御推薦いただける方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

椿委員。

椿委員 実は、昨年度までこの委員会の副会長をやっておりました小柳委員が、本学の環境教育研究センターの同じ教員でもございましたので、もしよろしければ、副会長をやらせていただければと思っております。

(拍 手)

池上会長 ありがとうございます。それでは、副会長を椿委員にお願いするというので、よろしくをお願いいたします。

それでは、椿委員、副会長席のほうにお願いいたします。

椿委員、もし何か、さらに一言ございましたら。

椿副会長 先ほども申し上げましたように、私もこの委員会は初めてとなります。それで日々、地域の方々でいろんな活動を、研究調査を含め、されている方々のお話を承ることも多く、大変エネルギーをいただけてまいりましたので、何か少しでも御恩返しができればなというふうに

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

池上会長 よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事のほうに入りたいと思いますが、本日、大変資料が多くなっておりますので、事務局のほうから、配布資料の確認をよろしくお願いいたします。

高野係長 環境係長の高野です。

本日、資料12点と参考資料が5点ございます。

本日配布しました資料としては、A4の1枚、次第と、参考資料であります第10期環境審議会委員名簿、参考資料2の小金井市環境基本条例の抜粋、それと参考資料3で、市立公園についての5月に市民説明会を行った際の資料、参考資料4としまして報告項目質問票、あと、参考資料5市報こがねいの環境特集号です。

それから、委員の皆様には事前にお配りをしております、資料1、小金井市気候非常事態宣言について、資料2、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画について、資料3としまして環境配慮住宅型研修施設について、こちらが事前に配付した資料になります。もし、今日お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたらお渡しいたしますが、皆様お持ちでしょうか。

続きまして、本日お配りしました資料として、資料4、令和3年度省エネチャレンジ事業実施結果について、資料5、令和3年度環境啓発事業実施結果について、あと、冊子になりますが、資料6、ダイオキシン類調査について、資料7、自動車騒音常時監視調査結果について、資料8、道路交通騒音振動の要請限度調査結果について、資料9、大気質調査について、資料10、水質監視測定及び湧水調査について、資料11、水質監視測定及び湧水・地下水位調査について、最後になります、資料12、令和4年度環境政策課環境系の事業計画についてです。

岩佐課長 こちらは、水色のフラットファイルのものが資料7と資料8ということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高野係長 新任の委員の皆様には、第3次小金井市環境基本計画というものと、あと、皆様全員に、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の概要版をお渡ししております。

もし第3次小金井市環境基本計画がお手元に今日ないという方がいらっしゃいましたら、お渡しすることができますが、皆様お手元にありますでしょうか。

では、皆様、資料はお手元にあるということで、進めさせていただきます。

私のほうから、配布資料の説明は以上です。

池上会長

どうもありがとうございました。

それでは、今回は新委員就任後、初の審議会の開催となりますので、議題に入ります前に、まず、次第の6番、小金井市の環境政策の現状についてというところで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

高野係長

事務局の高野です。引き続きお願いいたします。

今回は、第10期審議会の初回でございますので、本審議会を含む小金井市の会議の原則及び本審議会の役割等を説明させていただいた後、小金井市の環境政策の現状につきまして、説明をさせていただきます。

長くなりますので、引き続き着座にて失礼いたします。

まず、小金井市の会議の原則及び小金井市環境審議会の役割について説明いたします。

小金井市の会議の原則についてです。

環境審議会は、小金井市市民参加条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議として規定されておりました、その運営につきましては、特別な理由がない限り、会議の公開、会議録の作成、会議録の公開等の原則に則って開催しております。

会議の公開につきましては、会議の開催中に傍聴席を設置しております、傍聴者の方にも、委員の皆様にお配りさせていただいている資料と同様のものを御覧になっていただきながら、会議を傍聴していただく形を取っております。

また、傍聴に来られた方につきましては、意見・提案シートというものを御用意しております。これは、今回を含む審議会の検討内容などにつきまして、傍聴の結果、意見等があった場合につきましては、事務局まで御提出していただくものでして、次回会議開催日の10日前までにシートの提出があった場合は、次回の委員会への資料として

提出いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

次に、会議録の作成につきましてです。

会議録の作成につきましては、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録、この3つの方法から、本審議会では、一番最初の全文記録というものを選択しております。

会議録の公開につきましては、会議録を作成し、ホームページや行政資料室、情報公開コーナーなどで公開するために、委員の皆様のお御発言にお間違いがないか、事前に委員の皆様御本人に確認させていただきまして、次回開催の会議のときに、その会議録で公開することに御異議がないかということをお承知いただき、公開することとなっております。

以上、会議の運営につきまして、御了承いただければと思います。会議の運営につきましては、こういった形でよろしいでしょうか。

では、御異議がないというところで、進めさせていただきます。

それでは、小金井市環境審議会の役割について、御説明いたします。

お手数ですが、お手元に配付いたしました、参考資料2の小金井市環境基本条例の抜粋というものを御覧ください。

こちらの環境審議会は、環境基本法で、市町村がその条例により設置することができるものと定められております。この法律に基づく形で、小金井市環境基本条例第26条に基づきまして、市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、小金井市環境審議会が設置されております。

その役割は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事、環境の保全等の施策に関する事、そのほか環境の保全等に関する重要な事項について調査審議することとされており、それ以外にも、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に意見を述べることもできるとされております。

それでは引き続き、本市の環境政策の現状につきまして、環境政策に係る計画の部分を中心に説明させていただきます。

本日、各計画の概要を説明いたしますが、時間の都合上、駆け足の説明とさせていただきます。中身の詳細につきましては、ページ番号をお控えいただくか、後ほど事務局にお問い合わせいただくなど、御

確認いただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、環境審議会と一番密接な関係がございます、第3次小金井市環境基本計画の概要を説明いたします。

環境基本計画につきましては、第8期と第9期の本審議会におきまして、計画原案等を御審議いただきまして、令和3年3月に策定したところです。

それでは、第3次小金井市環境基本計画を基に説明いたしますので、御用意いただければと思います。冊子をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

環境基本計画は、小金井市環境基本条例に基づきまして、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方法等を定め、環境保全に取り組んでいくための計画となります。

2番目の下に書いています、計画の位置づけとしましては、本市の基本方針を定める、第5次小金井市基本構想・前期基本計画を上位計画としまして、国や都の計画、市の関連計画と相互に連携を図るものです。

ほかの計画との関連図につきましては、2ページに記載していますので、こちらを御確認いただければと思います。

続いて、計画の期間についてです。2ページ目の真ん中の3番、計画の期間というところを御覧ください。

現在の第3次小金井市基本計画では、第5次基本構想の計画期間である10年間を踏まえまして、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画となっております。この計画につきましては、計画の進捗状況や、本市を取り巻く環境、社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標などについて、必要に応じて見直しというものを行ってまいります。

続きまして、22ページを御覧ください。

こちらが、小金井市が環境基本条例の基本理念実現のために、どのような目標を立てて、どのような施策を展開していくかというものを記載しているページになります。

こちらに記載がありますとおり、計画推進の基盤となります重要な

取組としまして、上のところに記載してあります、環境教育・環境学習、基盤2としまして環境活動、基盤3としまして情報発信・共有というものを位置づけまして、「みどりを守り、つくり、育てる」など、下に記載してあります7つの基本目標と、それぞれの基本目標を達成するために推進する施策の方向性というものを設定していただき、個別施策というものを展開しています。

それぞれの施策については、こちらの冊子の32ページ以降に記載があります。こちらについては、説明のほうは割愛させていただきます。

続いて、計画の推進体制・進行管理についてです。

冊子の84ページを御覧ください。こちらが計画の推進体制・進行管理等が書かれているページになっています。

施策の取組につきましては、本環境審議会や、庁内体制であります環境基本計画推進本部におきまして、計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進というものを図っております。

また、隣の85ページの図にありますとおり、PDCAサイクルにより進行管理というものを行いまして、本計画を基に作成される年次別実施計画である、小金井市環境保全実施計画というものの個別事業の実施状況により、施策の進捗状況を把握しています。

本審議会におきましては、同じ85ページの下に、CHECK（点検・評価）というところに記載がありますとおり、外部評価機関として評価していただくという形になります。

環境基本計画については、早足となりましたが、以上となります。

続いて、第2次小金井市地球温暖化対策推進計画というものになります。

今回、冊子はお配りしていませんが、概要版のほうで説明させていただきますので、こちらの概要版のほうをお手元に御準備をお願いします。

こちらの計画につきましては、本審議会の会長もしていただいております池上委員にも委員長として参画していただいた、計画策定検討委員会におきまして御審議していただきまして、先ほど説明いたしました基本計画と同時期の令和3年3月に策定したものです。

こちらの計画につきましては、中身を、概要版を開いていただけれ

ばと思います。

こちらの計画は、地球温暖化の緩和と気候変動への適応というものを目的とした計画になっていまして、先ほどの第3次小金井市基本計画における地球環境分野の個別計画として位置づけられているものがございます。

この計画につきましては、地域を挙げて地球温暖化対策に取り組むために、市民であったり事業者、教育機関であったり市が一体となりまして、市域の温室効果ガス排出を削減していくための計画というものになっております。

また、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画でもございまして、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包しているものです。

目標の計画年度につきましては、先ほどの基本計画と同様に10年間とさせていただきまして、国の地球温暖化対策計画と整合性を図るために、温室効果ガス排出削減について基準年度を2013年度、目標年度を2030年度に定めた計画となっております。

こちらにつきましては地球温暖化に対する取組ということで、緩和策や適応策の概要が書いています。中身については、説明は割愛させていただきますので、御覧になっていただければと思います。

開いていただいた右側に、重点施策ということで、重点施策1から3番、あと、重点施策の4番、5番ということで記載させていただいております。

こちらの重点施策につきましては、後ほど報告させていただきますが、省エネチャレンジ事業を昨年度から開始させていただいております。そういった事業、誰でも楽しく省エネに取り組めるような事業というものを展開しています。

また、重点施策2としましては、環境政策課のほうでは、新エネルギー機器等利用設備補助制度というものを実施しております。こちらに記載してあるとおり、太陽光発電や蓄電池、太陽熱ソーラーシステム等の補助というものを実施しております。

こちらについては、概要版だけの説明になりましたが、計画の説明につきましては以上です。

最後になりますが、本市の環境政策の現状につきまして、簡単に説明いたします。

環境政策課では、行政のみで事業を展開するということではなくて、市民や事業者の皆様と協働を図りながら、日々業務というものに当たっております。

具体例を申し上げますと、環境講座や環境フォーラムなどの環境啓発事業につきましては、市内の環境保全活動など、環境社会づくりに寄与していただいております市民団体である、NPO法人こがねい環境ネットワークさんと連携を図って、事業を展開しています。

また、昨年度、令和3年度におきましては、環境ワークショップや、森林環境譲与税を活用しました環境教育といった事業を実施しております。

また、令和3年度は新規事業としまして、アライグマ・ハクビシン防除事業等も開始しております。

その他、飼い主のいない猫対策等を実施しております。市民の皆様や事業者の皆様にお力をお借りすることで、本市の環境政策というものはより一層の充実が図られるものと考えております。今後も皆様の御協力をいただきながら、行政としても最大限の対応を取っていきたいと考えております。

こうした中で、委員の皆様には、それぞれの立場で御意見をいただきまして、よりよい小金井市の環境に関する政策の展開に御協力をいただけたらと思っております。

以上、簡単ではありますが、本市の環境政策の現状について、説明を終わらせていただきます。以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関して御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。ありませんでしょうか。

田頭委員、お願いします。

田頭委員

今、御説明いただいた中の地球温暖化対策地域推進計画の部分で、まず伺いたいのですが、こちらは昨年度、令和3年3月にできておりますので、もう既にこの審議会でも議論されていたことかもしれません。ただ、初めてですので、どういう、その間で議論があったのかど

うか、どういう市からの御説明があったのかということ伺って、共有しておきたいなという趣旨で伺いたいと思います。

こちらがパブリックコメントを出されたときに、市民からの御意見としては、CO₂排出がこの目標数値で本当に大丈夫なのかというような意見も多かったと思います。もっとゼロカーボンに近づけるということで、もう少し積極的な数値目標を立てられなかったのかということが1つ、それから、小金井市の場合は、公共施設での排出量が増えている、とても多いということについて、そこへの見解が何も載っていないのは説明不足ではないかというようなことが目につきました。これについて、何らかの議論とか御意見というか、市の考えがあったと思いますので、そちらを改めて伺いたいということが1つです。

またこの後、御説明があるのかしら。いろいろあるのですが、あまり時間がないと思われまますので、地下水、湧水のことについては、ここで聞いてもいいのかしら。それとも、別の場所があれば、また別の場で伺います。

高野係長 後で資料として説明いたしますので、その際にいただければと思います。

田頭委員 分かりました。では、そのところだけにします。

高野係長 分かりました。ありがとうございます。

では、前半のところの温室効果ガス排出についての26%削減という目標についてというところでございます。

こちらにつきましては、本日、議題でも上げさせていただいている内容になっていますので、後ほど御議論いただきたいと思いますので、そちらでまた御質問いただければと思います。

岩佐課長 環境政策課の岩佐でございます。

市役所に落とし込んだもののほうは、今日お配りしているオレンジ色の第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の目標数値に連動した、第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）というものを作っております、市役所の中でCO₂削減に取り組むような取組事例ですとか、あと、実際のCO₂削減の目標数値も載っております。

また、市の中の対象施設、本庁舎、第二庁舎、また、各保育園とか、保健センターとか、そういった施設を一覧にしているものがございま

して、こちらの計画に基づきまして、市役所版として計画を実行しており、市のホームページにも載せております。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

荻原専任主査 私のほうから補足で、さっき、26%の数字は低いのではないかと
いうところがありましたので、そこにつきましては、この計画ができたのは去年3月ですが、その時点で、国や東京都の目標自体が、そういう数値でした。

確かに前年度の10月に、当時の菅総理が、ゼロカーボンを2050年までにというのは表明しましたが、この計画を策定している最中にはまだ、ゼロカーボンに向かうための具体的な道筋、施策や取組方法については具体的に表明されておりました。

ただ言葉だけが、ゼロカーボンという言葉が走り、実際にこの計画をつくっている最中には、国や東京都も26%という数字を出しておりました。実際には、26%でさえ、本当は厳しい数字でもあるので、そのときの国や東京都の目標に沿って、それを小金井市としても実行していこうということで、目標にさせていただきました。

この計画ができた後の4月に、国が今度は、2030年までに46%削減という数字が出てきたので、それに比べてしまうと、小金井市はこの数字でいいのかという議論はあります。この計画を策定したときには、あくまでも国や東京都もこの数字を掲げていたので、小金井市もそれになぞらえたということです。

その後、国は2030年までにCO₂排出を46%削減、2050年までに実質ゼロという目標を挙げている中で、小金井市は本当にこのような目標値でいいのかというところは、あると思いますので、それはもちろん小金井市も一自治体として、国や東京都の方針に沿ってやっていかなければいけないので、この計画の中では26%という数字になっていますが、我々現場としては、志は同じように、2030年に46%削減、2050年にはゼロカーボンというところで取り組んでまいりたいと思っています。ただ、なかなかその数字というのは、現実的には厳しいのかなというところは思っております。ただ、国や東京都がいろんな政策を打っていくと思いますので、そういう対策を

取りながら、小金井市としてもそれに追随していきながら頑張っていけば、目標に到達していけるのではないのかなと思っております。だから、この数字としては、また今後、国や東京都にそろえていったほうがいいんじゃないかというのは当然、思っていますが、そういう志で高みを目指して我々も取り組んでいるということで、御理解いただければと思います。

池上会長 田頭委員、お願いします。

田頭委員 ありがとうございます。そういう心意気を伺って安心したところで、すし、市民の方も、それはやはりお伝えしたいなと思います。

だけど、ではどこから実際にやっていくのか、どこから手をつけるのが一番効率的なのかということも、まずは取っかかりとして、あると思いますので、そのためにも、どこの数字が多くて、小金井市の場合は、それはこれをやっていくのが一番いいんだよとか、ずっとこの間、言われていたのは恐らく、小金井市の場合は、排出量は市民から出てくるもの、市民生活から出てくるものが多いと言われてきましたけれども、では、どこから、その中で市民が取り組みやすいものは何なのかというところを、国や東京都のいろいろな制度等を使いながら、これをやっていきたいと思いますというふうには、何か絞ったものを分かりやすく、もっと出せばいいなと思います。

ですから、それはどこでやっていくのかということ、せっかくこういう審議会で、専門家の先生方もたくさんいらっしゃるわけだから、こういう場所をうまく使ってくださいれば、期待し、そういうところで私たちも何か力が出せばなというか、少しでもお役に立てればなと思っていることはお伝えしておきたいと思います。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

岩佐課長 第4次小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）のほうは、今日、お配りしておりませんので、次回、また皆様のほうにお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。それでは、ほかに質問等ございませんでしょうか。

椿委員、お願いします。

椿副会長 第3次環境基本計画、それから、本年1月の気候非常事態宣言、そして今、御説明いただいた温暖化対策、本当にいろんな御議論を重ねて、まとめてくださったものだと思っております。

それで、せっかくいろんな形での施策並びに取組を既に始めておられるので、伺いたいのは、こういった市としてまとめられた内容と、それから、具体的に今もお話が出ました、どんなことを我々一人ひとりができるのかというような点に関して、市内の小学校、中学校を中心に、学校への働きかけと伺いますか、こういう形でまとめたものがあり、さらにこれを活用していただくとか、教育に導入していただくとかというような、学校現場への働きかけのようなことはおありになるのかどうか、それを伺えればと思いました。

池上会長 事務局、いかがでしょうか。

岩佐課長 環境政策課長、岩佐です。

学校現場ということで、今回、1月に気候非常事態宣言を出したときにも、環境教育というのは非常に重要な位置づけとしておりまして、市長の西岡と大熊教育長の連名で発出させていただいたところでございまして、環境政策もどんどんやっていかなければいけないなということで、校長会などを通じまして、事業の御説明とか環境教育の取組等も御紹介させていただきまして、樹名板を使った環境教育のほうを、去年は小金井第四小学校から始めました。

今年も募集していったところ、小金井第四小学校に加えて本町小学校ですとか東小学校も本年度は1校から3校に増やして、やっていますので、そういったつながり、広がりをおしずつ広げていって、環境教育、お子様にもぜひ取り組んでいただけることとか、広げていきたいなと考えておりますので、今後もそういった形で継続してやっていきたいなと考えております。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

荻原専任主査 事務局、荻原です。

それから、地球温暖化対策の計画につきましては、先ほども言ったように、市役所版という実行計画、市役所で取り組んでいる温暖化対

策の計画が別にありますが、その中で、学校側の取組だと、フィフティ・フィフティ事業というのをやっていて、前年度より光熱水費を減らした分の半分は、学校のほうで自由に使えるというような取組で、学校のほうでも温暖化対策には積極的に取り組んでいるところでございます。

池上会長 ありがとうございます。ほかに質問等ございませんでしょうか。

それでは、よろしければ次の議事に進みたいと思います。

今、既にいろいろと話が出ておりますけれども、次第の7番になります。小金井市気候非常事態宣言についてというところで、事務局のほうから、また説明をお願いいたします。

荻原専任主査 事務局、荻原です。

資料1を御覧ください。

昨年3月に、第2次地球温暖化対策地域推進計画というのを策定しまして、この計画をより推進していくために、今年1月1日に小金井市気候非常事態宣言、こちらのほうを発出させていただきました。この宣言は、第9期の環境審議会において御報告、御審議していただいているところでございますが、再度、概要について説明させていただきます。

地球温暖化による猛暑や豪雨などの異常気象は、毎年のように世界各地で猛威を振るい、尋常ではない被害をもたらしています。気候変動による被害を抑えるためには、省エネや再生可能エネルギー導入などの温室効果ガスの排出抑制の対策が必要です。また、このような対策を施しても、すぐには止めることができない気候変動に対処し、被害を抑える対策を取ることも求められています。

このような世相を背景に、小金井市においても、令和3年3月に策定した第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画に基づく緩和策と適応策をより一層推進していくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指し、今年1月に小金井市気候非常事態宣言を発出しております。

この宣言の特徴といたしましては、未来を担う子供たちへの環境教育の充実をうたっていることです。そのため、宣言者も市長と教育長との連名となっております。

なお、多摩地域の26市においては、5月末現在で、本市を含めて15市が、ゼロカーボンシティを表明しています。

宣言の内容については、後ほど御確認いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

また、宣言表明の背景等は、市ホームページに詳細が記載されていますので、こちらのほうも、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

以上、簡単であります。概要説明を終わります。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、今の資料1に関しまして、質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。椿委員、お願いします。

椿副会長

ホームページにも掲載されている、このチラシの下にSDGsのマークを入れてくださっていますが、内容からしますと、SDGsの中の6番の水環境に関するマークも入れていただくとよいのではと思います。環境教育研究センターでもそのような意見がありました。ただ、既に作製されているものなので、何かの機会に結構ですが、御検討いただけるとありがたいです。

荻原専任主査 環境という言葉の中に広く、水ももちろん入っております。

椿副会長 そうですね。気候温暖化とやっぱり水問題は切り離せないかなと思いましたので、本市はやっぱり野川を中心に、地下水とか湧水のことでもすごく大事にされていると思いますので。

岩佐課長 岩佐です。今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、8番の議題のほうに入りたいと思います。

まず、(1)第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画についてということで、事務局のほうから、まず資料の説明等をお願いいたします。

高野係長 事務局の高野です。

資料2と、先ほど御覧になっていただきました、こちらの推進計画

の概要版をもって説明させていただきますので、その2点、御準備をお願いします。

先ほど少し議論いただいたところですが、まず、1の(1)温室効果ガス排出量削減目標についてから説明いたします。

概要版の開いていただいたところの右下に、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減目標というグラフがありますので、こちらも一緒に、併せてご覧になっていただければと思います。

本市におきましては、先ほど説明しましたとおり、令和3年3月に推進計画を策定いたしまして、市域からの温室効果ガスの排出量を、図にありますとおり、2030年度までに、2013年度比26%の削減を目指して、計画を策定したところです。

また、見開きで開いていただいたところの重点施策というところで、先ほども説明しました、省エネチャレンジ事業や、新エネルギー機器等の補助制度の拡充を図ること等によって、温室効果ガスを、これの市の独自の取組として、0.6%削減することというものを目指しているところでございます。

資料の2の国、東京都及び本市の温室効果ガス削減目標についてという表を御覧ください。

こちらは、荻原のほうからも先ほど、説明がありました、温室効果ガス排出量につきましては、国においては、2021年10月に改定した地球温暖化対策計画におきまして、2030年までに、2013年度比46%削減するという目標を打ち出しております。

また、東京都のほうでは、2021年1月に、2030年までに、こちらは基準が違いますが、2000年度比で50%削減するという、カーボンハーフという目標を打ち出しております。

それに対しまして、本市におきましては、温室効果ガスの排出削減目標につきましては、2021年3月に、2013年度比で26%削減するという目標を打ち出した形になっております。

本市における温室効果ガスの削減目標につきましては、改定前の国の環境基本計画の目標である26%削減に沿った形で、削減目標というものを立てているため、現在、国が打ち出しております46%削減というよりも、低い数値目標という形になっております。

ただ、今後、国や都の目標と整合性を図る必要があると考えています。今後の数値目標を修正する必要があると考えていますので、その方針等を決定する必要があります。つきましては、本審議会の委員の皆様につきましても、忌憚のない御意見を伺えたらと思います。

こういった背景を踏まえまして、資料2の3番、一番下のところで、本市における今後の方向性についてというところを御覧ください。

先ほど簡単に説明したところですが、推進計画につきましては、長期計画の計画年度と合わせまして10年間としておりまして、次期の計画策定は、2029年、2030年度に見直しをして、2031年度に第3次の計画策定を予定しています。

ただ、国内外の経済社会動向の著しい変化などが起きた場合は、計画の点検や見直しを、随時することとしているため、2025年度、または2026年度を目途としました計画の改定というところを考えております。

中間の見直しになるため、見直し期間を1年間とするのか、それとも、全面改定時と同様に2年間とするかというのは、今後の検討課題となりますが、計画の見直しについて、策定年度や期間など、委員の皆様からの御意見を頂戴できればと思っています。

参考としまして、資料2の裏面を御覧ください。4番としまして、多摩地域における温室効果ガス削減目標の設定という形で、多摩地域各市のホームページ等から、地球温暖化対策に関する計画、区域施策計画の策定状況と温室効果ガス削減目標というものを抜粋したものになっています。

こちらを見ていただくと分かると思いますが、国の地球温暖化対策計画が改定されたのが令和3年10月ということもありまして、本市の調査時点で、国の計画に合わせて数値目標を変更した自治体というのが、武蔵野市さんと羽村市さんの2市だけという状況になっています。その2市が、2013年度比で、2030年に温室効果ガスを46%削減しますということで記載していますので、太字で書かせていただいております。

今後、社会情勢に合わせて、武蔵野市や羽村市のように、目標を修正する自治体というものも出てくると思いますので、ほかの自治体の

動向を注視しながら、計画の改定等は進めていきたいと考えております。

また、本日、計画期間や、こういった形で進めていくかというところを、皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、今回初めてということもあるので、また、第2回目を8月に本審議会を予定していますので、そこで、また詳しく御議論いただきたいと考えています。

まず、今回は初回ということもありまして、概要の説明と、皆様から何か御意見、田頭委員から先ほどいただいた意見もありますが、忌憚のない御意見をいただければと考えています。

資料2の説明につきましては以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、これは、既に出ている地球温暖化対策地域推進計画の温室効果ガスの削減目標が、本市は26%というところで、この計画を見直す方向なのかどうかということも含めて、皆さんから御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

田頭委員、お願いします。

田頭委員

何度も申し上げて恐縮なんですけど、やはりこれは一刻も早く見直していただきたいというか、見直したいと思っています。地球温暖化対策ということは、すなわち気候変動に対する取組でもあります。これだけ、今日も本当に酷暑というような日になりますが、6月中に梅雨明けするような、本当にこれまでなかったような、地球が本当に悲鳴を上げている現れだと考えています。命にも関わるような問題ですから、これはやはり一刻も早く取り組むべきですし、それが市民に対する責任ではないかと考えますので、そのためにも、詳細な資料が欲しいと思います。

実際に、どこからどれだけの排出をしているのかということ、小金井もまだ、燃やすごみはゼロになっていません。これは今、小金井市内の焼却施設ではないけれども、それはやはり地球というか、全体で考えていかななくてはいけないし、当然責任はありますので、燃やすごみの量を減らすということの取組も大きいのではないかと、そのことによってどれだけCO₂が削減できるかということの数値を出していくことで、市民への啓発というか、モチベーションも上がってくると思

ますので、そういった資料をぜひ次回までに出していただければ、とてもありがたいなと思いますので、それはお願いしたいです。

以上です。

池上会長
高野係長

事務局からお願いします。

事務局の高野です。御意見どうもありがとうございました。

市のほうでは独自で取組等は、今後も普及啓発活動を進めて、努めていくところですが、なかなか市の施策としては限定的なところであったりします。国のエネルギー施策であったり、技術革新に関する部分があったり、市民の皆様が頑張っても、なかなかすぐに数字が下がるというものではないというところもあります。CO₂の排出量を算定するために必要な統計データというのも、なかなかそろわない中でというような状況も考えられるところです。

なので、そういった御意見を踏まえて、また、出せる資料があれば出して、皆様に御確認いただきたいと考えているところです。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

椿委員、お願いします。

椿副会長

私も何度もすみません。1つは、議論の進め方を確認させていただければと思いました。

2025年度に向けて、26%を改定するかどうかというお話を先ほどしていただいたので、この2年間で、その議論をしていくのだと思います。結論を出すのは先になりますか、あるいは、この2年間で結論を出す方針なのかを伺いたいです。

もう一つは、26%という数値をお決めになった段階で、なかなか厳しいというお話もでていたようなので、26%を達成する上での課題が主にどんなところにあるのかという、先ほど田頭委員がおっしゃったことにつながるのですが、本市の場合、どのような課題があるとの意見がでていたのか、それを教えていただけると、今後の検討に大変参考になるのではと思いました。

池上会長

ありがとうございます。

事務局からお願いします。

高野係長

事務局の高野です。

こちらの方針につきましては、例えば、2025年度を目指すという場合に、来年度からそういった改定に向けて着手をするのか、それとも、再来年度から1年間だけで改定をするのかというところの、まず、方針というものを決めていただきたいと考えているところです。

もし、来年度からそういった形で、2025年に向けて動き出すという形になる場合は、次年度の予算要求というところにも必要になってきますので、こちらはもちろん審議会でも御議論いただきたいところですが、それプラス、計画を策定したときも、策定支援事業者にも御協力いただいているので、そういった事業者の御協力をいただく形になる可能性もあるので、そういったところでの予算要求というところも必要になってきますので、皆様には一定、御議論いただきたいと考えております。

ただ、予算も伴うものになりますので、今回だけで決めるというのは当然、難しいことだと思っております。なので、26%を達成するための課題であったり、特に小金井市域の場合は、住宅地というものが多く、工場とかというのもほとんどないような状況ですので先ほどお話ししたとおり、小金井市民がどれだけ頑張っても、本当に下げられる数字は限られてくるところです。国の施策があつて、東京都の施策があつて、その施策に乗かっていくというような形にもなっていくと考えております。そういった課題もお示しできればと思っておりますので、次回の審議会のときに、また詳しい資料としてお出しすることができればと思っております。

私のほうからは以上です。

池上会長
高野係長

ありがとうございました。

荻原のほうからも説明しましたが、計画上では26%削減としていますが、もちろん、それ以上は目指さないということではないです。もちろん数値だけを追いかけて、実効性のない計画をつくるために終始してしまうのは行政としても不本意であると考えているため、数値を46%にしたならそれで終わりというものではなく、より実効性の高い、小金井市として、市民は何ができるのか、事業者として何ができるのかというような計画にしたいと考えておりますので、次回以降に、また議論いただければと思っております。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

池上から1つ。第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の策定にも関わらせていただいて、26%削減という目標を決めたときにも、一緒に決めたところであります。

この中身は、冊子のほうにあるので、概要版にはないのですが、26%のうちの25.4%は、国などと連携して進める省エネ等であったり、電気のCO₂排出係数がそもそも下がるからというところでの25.4%で、市独自の取組というのは、省エネチャレンジ事業で、実際に参加してくださった企業の省エネがどれだけ進んだかとか、太陽光発電等で補助金を出して、実際にどれだけ補助金を利用してくれたかとか、あとは、プラスチックごみの排出量の削減によって、どれだけ資源化が促進されてCO₂が減ったか、そういった直接的なところだけが市の独自の取組として算出されて、そこが0.6%というところになります。

そういう意味で、これを議論したときも、すごく問題、課題だなと思っていたのは、市独自のCO₂排出量の算出方法というのが、市の中での算出方法というのがなかなかないところで、例えば市民、我々普通の一般的な家庭部門での排出量というのは、東京都のほうでの排出量の数値が小金井市のほうに下りてくるという形になっています。

そうすると、小金井市だけでどんなに頑張っても、ほかより先行して頑張っても、東京都の中でならされた数字が下りてくるというところが、小金井市独自で頑張った結果が見えにくいというところがあります。

そういう意味で、東京都が今、50%を目指すというところは、同じように東京都全体で50%を目指して、それは、東京都の中に小金井市も入っていますので、小金井市もその中で取り組むことになり、その結果というのは当然、小金井市のCO₂の削減にももちろんつながると思うんですけども、小金井市独自でやれるところ、やったところという、カウントの仕方が非常に難しいなというのは正直、感じていたところなんです。

この1月に気候非常事態宣言が出まして、特に小金井市は、教育を

重視して、環境教育に積極的に取り組むというところを、小金井市のアピールとして出ているところですが、環境教育、環境啓発の結果というところが直接的に非常に見えにくいところであるので、そこで、すごく頑張るのはもちろん大事なんですけど、頑張った結果が見えにくいのは、何かかわいそうだなという感じで、小金井市独自で啓発して、例えば太陽光発電の普及がほかの自治体よりも伸びているとか、そういった結果が何らか反映できるような算出の仕方をしないと、小金井市独自で数値を決めるところにそれほど大きな意味はないのかと思います。

ただ、対外的に、小金井市は目標値が少ないなというふうに見られるようであれば、もちろん、アピールという点では数値は大事だし、小金井市も高い数値目標を決めて取り組んでいますよという、市民に対するアピールとしては大事かなと思いますけれども、実態というところでは、なかなか小金井市独自の取組によって、46%削減できるかというところ、そういうところではない算出方法だということ、課題としてあるというのを認識しています。

そういう意味もあって、地球温暖化対策地域推進計画ですとか、環境基本計画もそうですけれども、26%という数値だけではなくて、ここだけが独り歩きしないように、個別の施策の達成状況というのをしっかり見るというところがすごく大事なというのを議論していたところがございます。

そういう意味で、小金井市の太陽光発電の普及状況がどういうふう伸びているとかそういったところは、すごく取組が直接的に見える指標としていいかなというふうに思っていますけれども、合計の26%という数字のところだけを見ると、前回の環境基本計画の目標も、この10年間、5年間ですかね、前回の10年間は途中で改定があったということですが、全然達成できる数字ではなくて、むしろCO₂は増加していたんですね。

その原因の大部分を占めるのが、世の中の的に、原子力発電所が止まって火力発電所が増えたことで、電力のCO₂排出係数が増えたというところがもろに利いてきて、CO₂が増えています。

小金井市としては、人口も増えているし、産業も少し活発になって

きている状況だけれども、省エネは頑張っているけれども、エネルギー消費量は削減できているけれども、CO₂は増えています。

そういったところが、せっかく頑張っているところが見えにくい指標になっているということが、もう少し、どうやって小金井市のCO₂を評価するかということに立ち返って考えていかないと、小金井市の数字だけ見ているけれども、小金井市の目標が26%だ、46%だということ、本当はそこまで、実質的には大事ではないのかなというふうに、アピールの点だけということかなというふうに正直、感じているところです。

ですので、5年後なのか、もう少し早い段階なのかということはあると思うのですが、小金井市独自の取組をもう少し評価できるような算出方法というのを議論した上で、目標値というのを設定するのがいいのかなというふうに思います。特に家庭部門が半分以上を占めている小金井市で、そこが東京都から下りてくる状況だと、なかなか見えにくいところがあります。

先ほど田頭委員がおっしゃったように、市役所としてどうかということ、見本としてはすごく大事だと思いますので、そういうところですか、大きな事業者から、大きな削減が見えるような方向に持っていければ、大学ももちろんそうなんですけれども、そういうアピールの仕方というのがいいんじゃないかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。

高田委員、お願いします。

高田委員　　今、池上先生がおっしゃったことに全く同感で、私もそのように感じながらお話を伺っておりました。

どういう積み上げ方をすることによって、また積み上げたものをその後どういう指標で見えていくかということによって、効果が見えるか、見えないかということに関わってくると思いますし、市民にとっては、自分たちの努力が見えない、報われないというところあります。

最近目にしたニュースですけれども、脱炭素という言葉の認知度は非常に上がったが、行動に移している人は上がっていないということ、どこかで拝見しました。

市民の方々が実感できるようなバロメーターというものを考える余地がもしあるのであれば、今後、考えてもいいかなと思いました。

先ほど池上先生がおっしゃった、太陽光、ソーラーの普及もそうですけれども、例えば、緑を増やすとか水辺を増やす。緑と水辺というのは、熱を緩和する唯一の、2つのものですので、それを増やすというのも指標になるでしょうし、自転車の普及なんていうのも指標になるかもしれませんし、あるいは、スーパーマーケットとかガソリンスタンドで、気候変動に関しての、例えば普及をしているところは何か所あるかとか、チラシを配っているところは何か所あるか、あるいは商品の棚にそういったことを、例えば書いているところを増やすというのも指標になるのかなと思います。

民間事業者あるいは個人で取り組んでいるモデルを増やしていく、こういういい取組をやっていますよというモデルを増やしていくというのも指標になると思いますし、自転車の道を増やすとか、レンタサイクルじゃなくてコミュニティサイクルを増やすとかということも指標になると思います。

そういった指標を、市民の方が見えやすいようなバロメーターみたいなものを独自に考えていくということは、先ほども言いました、脱炭素は知っているんだけど、行動には移していないというところを結びつける上で、まさに池上先生がおっしゃったとおり、問題のかなと思いました。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

池上からもう1点。エネルギー消費量を減らさないと、CO₂の削減にはもちろんつながらないところはあると思うんですけども、家庭でできることにはもちろん限りがあって、エネルギーを全く使わないというわけにはいかないわけです。

もちろん太陽光発電で発電して、正味ゼロということは実現できるかもしれないんですけども、省エネ自体も、今年3月、閣議決定されて、省エネ法というのはこれから変わる方向、また、頻繁に改正して、追加はされているんですけども、大きく変わろうとしているのは、省エネのエネルギー消費量の算出の仕方を大きく変えようという

方向で動いていて、これがどういう方向で落ち着くのかというのは、まだこれからのところであるんですけども、エネルギー消費量の削減は、もともと化石燃料の削減を目指すところで、それはCO₂の削減にももちろんつながるところなんですけれども、エネルギー源を大きく脱炭素の、非化石燃料のエネルギー源に転換するということのを促進しましょうという方向に動いて、単に省エネを、少し減らすということではなくて、脱炭素、非化石エネルギー、太陽光発電もそうですし、そういう非化石エネルギー源に転換するところがすごく大事になってきています。

我々の家庭を考えると、大きくは電力とガスからエネルギー源にしていますけれども、ガスはガスで、ガス業界が脱炭素に向けて取組を進めているところだと思えますけれども、ガスを使っている限りは、CO₂というのはなかなか減らせない。燃やしてCO₂が出てしまいますので、だからといって、電気がCO₂ゼロかということ、それも決してそういうわけではない。

ただ、電力システム自体が、世の中的に再エネが増えてくるタイミングで、どんどん電化するというのは、一つの施策としてはあり得るところなのかなというのはありますし、省エネ自体も、省エネ法で改正されて、これから改正に向けて議論が進んでいるところですけども、方向性としては、時間帯によって電力を使うという場合にも、昼間の太陽光がたくさん出ている時間帯に使うのと、そうじゃない雨の日とか夜間に使う電力とは、もちろん価値が違いますので、そういった価値も加味した上で、家庭ですとか事業者のエネルギー消費量も評価できるようにしましょうという方向に動いているところもある。

そういう意味では、我々家庭部門でも、非化石エネルギーへの転換というところはすごく意識しないといけないところですし、なかなかそういう設備は、毎年買い換えるものでもないもので、買い換えるタイミングを逃さないということはすごく大事なかなと思って、そういう意味で、市役所としての取組も、市役所はたくさんの設備をお持ちだと思えますので、そういったところを意識した計画というのをまず推進して、それを市内の事業者に展開する、そういったところもすごく大事になってくるのかなと思います。

そういう意味で、省エネ法自体が、まだ確定した省エネ法が出てきていないところも、今すぐ動きづらいところとしてはあるのかなというのは、少し思います。

ほかにございませんでしょうか。

中里委員、お願いします。

中里委員

脱炭素、これは本当に誰でも分かっていて、進めなければいけないというふうな理解としてはあるのですが、今おっしゃいましたように、例えば、自転車にします、電気自動車にしますといいましても、充電スポットであるとか、自転車道路の整備でありますとか、大きな意味では、都市計画も含んだように、受入れ体制を整備していただかないと、一般家庭の個人が、なかなかそれにチャレンジしようにも、できない側面があるかと思うんですね。

ですから、その辺も、どういうふうにやっていくか、環境問題に関心がある人間と関心がない人間というのは、両極端になっているような感じもするんですね。みんなの意識が共有できると一番いいんですけども、なかなか難しい問題だと思うんです。

先ほど会長がおっしゃいましたように、電気料金などの価格も当然、これからは時間帯によって変わってくるというようなことも、見直しされるのかと思うんですけども、行政が情報を発信することで皆浸透するのか、どうしたらいいのか、その辺が一番問題だと思うんですね。単純に、疑問ばかりしかないんですけども、よいお知恵があればといつも思っております。

池上会長

ありがとうございます。なかなか難しい問題なので、皆さん少しずつ御意見をいただけたらと思います。今のよう問題提起でも全然、大歓迎です。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

椿委員、お願いします。

椿副会長

今後の、可能であれば結構ですが、先ほど、ほかの市に関する数値目標を表で出していただいているので、もちろん市によって、産業構造とか、人口規模とか、いろいろ違いはあるんですけども、同じ東京都の市の中で、結構いい取組といいますか、導入しやすい、かつ見えやすい、あるいは皆さんの意識が、関心が向きやすい、そういつ

た幾つかの観点で、なかなかいい取組をしているぞというところでもしあれば、少し御紹介などしていただけるとヒントになるかなと思ひまして、すみません、個人的には勉強不足なので、その辺りも御検討いただければと思ひました。

池上会長 ありがとうございます。

高田委員、お願いします。

高田委員 簡潔に2点ほど。先ほど椿先生もおっしゃったんですけれども、今、小学生、あるいは中学生の子供たちは、2030年には社会を担う成人になっているわけですね。その意味から、やっぱり教育は非常に大事で、彼らの価値観を未来の価値観にどう変えていくかということは非常に大事だということがあると思ひます。

もう1点は、まさに今、おっしゃったとおりなんですけれども、小金井市が孤軍奮闘するとコストがかかるけれども、周辺自治体と連携することによって、効果が上がり、パフォーマンスが上がるということがいろいろあると思ひますね。それは広がりを表すことでもありますので、周りの自治体と連携するという視点も非常に重要なのかなと思ひます。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

いろいろと意見が出ましたので、またこれをまとめまして、事務局のほうで整理していただけたらと思ひます。ありがとうございます。

それでは、議題の(2)番のほうに移りたいと思ひます。

小金井市環境配慮住宅型研修施設についてということで、こちらも事務局からお願いいたします。資料3番のほうで、よろしくお願ひいたします。

高野係長 事務局のほうから、続きまして、環境配慮住宅型研修施設について説明いたします。資料3を御準備いただければと思ひます。

こちらの環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）というものが小金井市にはありますが、環境楽習館のことを知っていらっしゃる方、拳手を、行ったことがあるという方はいますでしょうか。

ありがとうございます。多分、行かれたことがない方もいらっしゃると思ひますので、まず、何を行政で説明したいかというところも踏まえて、概要を説明させていただきます。

こちらの環境配慮住宅型研修施設というのは、貫井北町の連雀通りと新小金井街道が交差する道の近くに、風や水などの身近なエネルギーの活用により環境負荷の低減を図るモデル住宅として、平成23年度に、東京都の補助金を活用して建設した施設になります。

この施設につきましては、市の主催事業として環境講座を年に2回実施しているほか、主に研修室として貸出しをしているところですが、利用率が低いことであったり、空調がない施設であるため、酷暑期である8月は閉館している状況です。そういった課題があるため、施設の在り方について、今、見直しを図っております。

このことにつきましては、本審議会の委員でもあります、田頭委員が所属しております環境市民会議の皆様とも協議を重ねながら進めているところですが、今後、市立公園と一体的に指定管理者制度を導入して、指定管理者による運営というのを検討しているところです。

つきましては、本審議会におきまして、現在作成中でありまして指定管理者募集要項中に記載する、指定管理者の基本的な役割や指定管理者に求められる能力等の御確認というものを、次回以降に御審議していただきたいと考えています。本日は、その前段階としまして、環境楽習館の概要と現在の課題等を説明させていただきたいと考えております。

では、資料3を御覧ください。

こちらは、市立公園と一括して指定管理者制度を導入することに関して市民説明会を5月に実施しておりまして、その際に使用した資料となります。こちらを基に、環境楽習館の概要や、現況、課題等を説明させていただきます。

なお、市立公園の指定管理者制度導入の説明につきましては、お時間の都合上、参考資料としてお配りしている、参考資料3を御覧になっていただければと思います。

では、資料をめくっていただきまして、左下に書いてあります2というところを御覧ください。

先ほども説明したとおり、こちらの環境楽習館というものは、風や水などの身近なエネルギーの活用により環境負荷の低減を図る、モデル住宅として建設した建物になりまして、平成23年度に東京都の補

助金を活用して建設した建物になります。

左下、3というところを御覧ください。こちらが環境楽習館の内観になります。

今は、利用していただいている多くの団体の方につきましては、研修室1と2というところを活用していただいているところです。また、使用頻度は低いのですが、右にあります写真のとおり、プロ仕様のキッチン設備も整った施設となっています。

左下、4を御覧ください。環境楽習館の概要です。

冒頭でも説明しましたが、環境楽習館は東京都の補助金を活用して建設された建物になっています。平成24年5月に小金井市環境配慮住宅型研修施設条例というものを制定しまして、環境について学ぶための研修室として、貸出しを開始したところです。

ただ、条例上の利用範囲のハードルというのが高く、一般の市民の方は利用しにくい施設でした。ですので、より多くの市民の方に環境学習の場として利用していただけるように、平成31年4月に条例改正をしました。

左下、5を御覧ください。こちらは、条例改正前と条例改正後の利用範囲を記載しています。

全て申し上げることはしませんが、こちらに書いてあるとおり、条例改正前だと結構いろいろ記載しており、利用するに当たってハードルが高かったというところを、条例改正することによって、利用範囲というものを緩和しています。

主な内容としましては、例えば(2)で書いてある、環境に関する市民活動の活性化及び人材の育成に関することであれば使っていいですよであったり、(3)に書いてある、環境学習の推進に関することであれば研修室を使っていいですよというような形で、利用範囲というものを緩和させていただきました。

続いて、左下の6番を御覧ください。平成31年度の条例改正で、休館日の変更や、使用時間の短縮というものも同時に行いました。

休館日の変更につきましては、通年で開館していたところですが、8月の気候が異常な酷暑になりまして、空調がない施設だと、市民の方が利用するのが困難だということで、閉館するという条例改正を行

いました。

また、(2) 使用時間の短縮というところで、条例改正前までは午後9時まで開館していたところを、夜間の利用頻度が低いため、午後5時までの開館に変更する条例改正を行っています。

7番を御覧ください。こちらが、研修室の使用状況及び来館者数の動向になります。

条例改正前の平成30年度には、研修室利用が71件で、来館者数は約1,700人来館されていましたが、例えば令和2年度になると、研修室利用が73件で来館者数は1,490人と、こちらはコロナの影響等があり、閉館していた時期等もあったというところはありませんが、単純に比較することは難しいのですが、一般の方に浸透するような施設にはならず、来館者数が増えないというような状況でした。

そういったところで、定期監査や、市議会におかれましても、様々な御指摘というのは受けております。

続いて、8番を御覧ください。

こういった背景を踏まえまして、環境楽習館が、広い意味で、環境学習・啓発等の場に資する場所となるように、施設の位置づけの見直しというのが必要であると考えています。

平成31年度に、条例改正で利用範囲の緩和というところを図りましたが、環境団体に限らず一般市民の方にも利用しやすくなるように、さらに緩和して、多様な市民や団体に使用していただける施設となるために、現行の条例を改正したいと考えています。

資料の8のところでも右上に、条例改正の検討時期を、令和4年9月(予定)と記載していますが、5月の説明会から今に至るまで、いろいろと検討事項が必要だということで、当時は9月を予定しましたが、今現在では12月と定例会以降を予定しております。

続いて、9番を御覧ください。

次に、来館者数を増やして安定した施設の管理運営をするために、導入するものとして、こういったものを検討しているかというところからです。

まず、先ほども説明しましたとおり、空調設備の導入というものが必要であるというふうに考えているところです。近年の異常気象に対

応できずに閉館していた8月の酷暑期については、空調設備を導入することができれば開館することが可能となります。

8月というのは夏休み期間ということもあるため、多くの小・中学生の方にも利用していただけるということが想定できますので、先ほども御議論いただいていた、環境教育というのでも推進することができるのではないかと考えています。

そういったところでの推進や、利用率の向上ということを図ることが可能であると考えています。

続きまして、10番を御覧ください。

そういったところで、さらなる利用者数の向上策を図るために、令和6年4月を目標に、市立公園と併せて、指定管理者制度というものの導入を検討しております。

指定管理者制度を導入することによりまして、民間事業者の活力であったり経験、ノウハウ等を生かしまして、今の研修室の運営方法であったり、プロ仕様であるキッチン設備等の活用で、利便性の向上を図ることができるのではないかと考えています。

施設の有効活用や、地域の魅力向上にもつながるとも考えておりますし、市民同士の交流の活性ということも、あの場でしたいと考えているところです。

次に11番を御覧ください。

こちらで、さらなる利用者数の向上策を図るためにはというところで記載しております。

環境楽習館が、滄浪泉園や楽習館前の緑地がございますので、そういったところとの一体利用ができればということであったり、例えばシェアキッチンができればだったり、今、行っている環境講座の充実であったり、小・中学生を対象とした環境教育のようなことが実施できればと考えております。

施設として、キャパシティーとしてはそんなに大きくありませんが、ああいった施設で、身近な地域温暖化対策や環境問題、緑の保全等について考える場に、これまで以上になればと思いますので、これからもPRの拠点としたいと考えているところです。

最後が12番、こちらは環境楽習館の歩みを簡単にまとめたものに

なっております。こちらにつきましては、後ほど御覧になっていただければと思います。

かなり早足になってしまいましたが、環境楽習館の概要説明と、これからの指定管理者制度を導入したいという市の考えをお話しさせていただきました。

本審議会におきましては、今日は導入というところでお話をさせていただきますまして、次回、予定しております第2回の審議会において、また、募集要項等を、皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

事務局からの説明は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、皆さんから質問やコメント等ございましたら、よろしく願いいたします。

椿委員、お願いします。

椿副会長

度々すみません。1つは質問です。

市のホームページ等でももちろん広報されていると思うんですけども、環境楽習館の存在、あるいは、こういう特徴的な施設であるということは、一般市民の方ほどの程度知っていらっしゃるのかなと思ひまして、市の広報以外で、いろんところで宣伝といいますか、PR等をされているのかどうか、それが質問です。

2つ目は、意見といいますか、本学でも数年前まで、年に1回ぐらいだったと思うんですけど、大学の教職員が見る、学生も見られる、ウェブサイト上のお知らせで、こういう施設があります、こういう環境その他の活動に利用することができますというような情報が出ていました。

それは、私も所属している、今、環境教育研究センターの、たまたまおられた方が、市のいろんな活動にも参加されていたので、多分、出されていたと思うんですが、例えば、ほかの大学も含めて、先生方の中で、授業で利用してみたいとか、あるいは学生さんも、そこで何かやってみたいというニーズは結構あるんじゃないかなというふうに思ひまして、なので、大学ですとか、あるいは、もちろん地域の公民館とか諸施設で、この存在を広報、広く知っていただくのがいいんじ

やないかなと思ったものですから、ちょっと実態を知らないので、その辺り、教えていただければと思いました。

池上会長

ありがとうございます。

事務局からありますでしょうか。

岩佐課長

環境政策課長の岩佐です。

PRとしましては、市のホームページで、利用の御案内をしているのと、あと、環境フォーラム等のイベントをしておりますので、そこで使っていただいて、来館者の方に環境楽習館の存在を知っていただくとか、あと、環境講座、今週末も予定しているんですけども、そういったところで併せて、こちらの環境楽習館の周知もしているところでございます。

大学との関係につきましては今、実績を持ち合わせていないんですけど、学芸大の方には何回か使っていただいているかなというところがありますので、大学等々、いろいろな教育の場でも使える施設になりますので、そういった機会がありましたら、ぜひ一緒に使っていただいたり、講座をやっていただいたりということは可能になりますので、そういったところは今後もPRしていきたいなと思っております。

椿副会長

ぜひ大学に、広報に協力してくださいということも言っていただければいいんじゃないかなと思いました。

岩佐課長

ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

羽田野委員。

羽田野委員

今、ちょっと関係するんですけど、小学校とか中学校の児童・生徒に対しての環境楽習館の存在というのは、広報されているのかということ、そこで何か研修みたいなものを学年でやるとか、そういうことではないのかということ、それが1つと、太陽光パネルが設置されていたと思うんですよね。それは、太陽光ですと常に発電はしていると思うんですけど、休館日とか閉館されているときに発電したものは、どのようにその電力を活用されているのか、販売されているとか、その辺はどうなっているんでしょうか、聞きたい。

岩佐課長

岩佐です。

小・中学校の方々への利用促進なんですけれども、環境楽習館のキ

キャパシティーといいますか、入れるのが20名ということになっています。小・中学校は1クラスで35名ぐらいいらっしゃると思いますので、学校の授業として使っていただくということは、ちょっとキャパが足りないということで、できませんけれども、これまでなかなか環境教育ということで活用し切れていなかったところもありますので、今後はいろいろなイベントを打っていくに当たって、お子様たちにここに集まっていただいて、環境をPRする、そのついでに環境楽習館のことも、まだまだ知らない方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういったお子さんとか市民の方々に知っていただくことが先決だと思いますので、そういった仕掛け等は今後、やっていきたいと思っています。

2点目、太陽光パネルにつきましては、羽田野委員おっしゃるとおり、パネルを設置しておりまして、使わない夜間、火曜日とかにつきましては、電力をためておく蓄電池というのが設置されていないので、使わなかった分は売電してやっているということなんですけれども、ちょうど施設が建って10年たちますので、FIT制度ということで、売電価格は結構高く買っていたんですけど、去年11月、12月頃にちょうど10年が過ぎましたので、単価が今、8.5円ぐらいということで、かなり下がっております。

荻原専任主査 環境係の荻原です。

小・中学校の環境教育や授業の一環で使えないかというところにつきましては、以前からもいろいろお話があったんですけども、先ほど岩佐のほうからあったように、キャパの問題があって、なかなか多くの生徒さん、児童さんが来られないというのがありますし、あと、これは学校だけじゃないんですけども、市民の方への問題でもあるんですけども、やっぱり場所がちょっと行きづらいというところで、交通の便も悪いですし、ちょっと中心地から離れているので行きづらいというのがあって、なかなか学校の生徒さんたちに利用してもらえない環境、状況にないというところが大きな課題となっています。

なので、ちょっと地理的には不便なところなんですけれども、魅力あるイベントを打って、一般の市民の方とか、児童とかも来られるようなイベントを今後はやっていきたいなという思いはございます。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

田頭委員、お願いします。

田頭委員 環境楽習館については、御案内があったように、市民会議でも意見交換させていただいているところですので、細かくは申し上げないんですけれども、指定管理事業者が今後、見ていくという形で、その指定管理事業者は、市立公園を管理していく方と同じ方が、ここは公園施設ではないけれども、環境啓発施設として、ちょっとまた違う事業なんだけれども、同じように、一つの事業者に指定管理という形でお願いしようとしているんですよ。

ですから、そのところについてはいろいろ市民会議からも意見が出ていましたので、そのあたりはこの審議会の場でも、いろいろと御意見をいただきたいなと思っています。

この後、先ほどの御説明だと、要項についての意見を欲しいというようなこともおっしゃっていただいたわけなんですけど、スケジュール的には、いつ頃に募集していくのかという辺りをちょっと確認させてください。

それから、利用がこれまでなかなか低かったということの理由は、幾つか挙げられておりましたが、やはり広報が足りなかったかなというの、1つはあると思います。

それと、市民から挙げられていたのは、申込みが非常に特殊で、一般の小金井市の公共施設であれば、その施設に行っただけで申込みができるんですけれども、それができないわけですよ。環境政策課に行っただけで、実際に、申込みもして、お金も払ってということをしていないというところが、すごく利用しにくいという声がありました。

これについては、また変えていくというお話は聞いていたんですけども、その辺りも今、どうなっているのかということも確認させてください。

2点です。

高野係長 環境係の高野です。

指定管理者制度につきましては、市立公園と一括して同じ事業者にと考えているところです。今ちょうど、サウンディング型市場調査というもので、実際にそういった事業者さんと対話というような形で、

市からはこういったことをしてほしいであったり、事業者としてはこんなことができるというようなことで今、お話を進めているところです。

なので、基本的に、市立公園と環境楽習館であれば、例えば自主事業で、こういったアイデアができますよというようなところでのお話、概要的なところではありますが、進めているところです。

あと、募集につきましては、指定管理者の募集自体は来年1月を予定しております。ですので、募集要項につきましては、またこちらの審議会と、あと、緑と公園係が担当している緑地対策保全審議会というところがありまして、そちらでも募集要項のほうは中身を確認させていただくということで、説明させていただきたいと考えています。

またあわせまして、環境市民会議であったり、環境美化サポーターであったり、関係団体の皆様にも、募集要項を全部ではありませんが、指定管理者の役割であったり、基本的な考え方であったりというところは先に御確認していただいて、進めていきたいと考えているところです。

あと、田頭委員からもお話があった、今、利用申込みのほうが、館内ではなくて、環境政策課の窓口でしかできないといった御不便があるというようなお話をいただいているところです。

こちらにつきましては、指定管理者制度を導入する際には、直接現地で利用申込みができるような形を考えているところです。ただ、そちらを開始するのが令和6年4月というところになりますので、それまでの期間に、今の現状を維持するかというと、そういったところにつきましては、もう少し早めて、指定管理者制度を導入する前に、違うやり方で、今、委託している事業者さんのほうに直接できるような形になるのかというところを検討しているところです。

そして、公共施設関係で、ほかの公共施設も含めてですが、公共施設予約管理システムということも進めておりますので、そういったところとも整合性を図りながら進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

岩佐課長

ちょっと追加して、岩佐ですけれども、さっき、要項の作成について、どのぐらいの時期かということで御質問いただきまして、先般、

市民説明会をやったときに、やっぱり市民の意見とか関係団体の意見を募集要項にも反映させていけるように、そこら辺が大事だよということを専門家の方からいただきました。

要項のほうは秋頃にある程度、固めていきたいということで考えていますので、この夏に、市民の方とか関係団体の方に、いろいろ御意見等をいただきながらつくっていきたいということで考えております。以上です。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

土屋委員、お願いします。

土屋委員 質問が1点と意見が1点なんですけれども、まず質問が、環境楽習館の利用者数が少ない理由の一つとして、立地条件があまりよくないという話でしたけれども、計画が始まった段階のときに、場所をどこにして、利用者がたくさん来るかどうかという話合いがなされて、その結果、ここに建設になったのか、その当時の流れがちょっと知りたのかなと思ったので質問が1個と、意見で、市のホームページ等でも見られるという話だったんですけれども、環境政策課がどうこうというわけではなくて、そもそも小金井市のホームページ自体がすごく見づらいと思っているんですね。

これは、僕は市長と結構お会いする機会が何度もありまして、そのたびに言っているんですけれども、なかなか改善されていないので、もし可能であれば、本当にホームページを更新していただきたいのかなという、願いも込めての意見です。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

高野係長 環境係の高野です。

立地上、位置があまりよろしくないということで説明させていただいたところですが、私のほうが説明のところ、最初、割愛させていただいてしまったのですが、そもそも環境楽習館というのが、二酸化炭素削減の効果を1年間検証し、その結果を東京都に報告すれば、補助事業として認められますよという建物になりまして、名前にありますとおり、住宅型の研修施設という形で、もともとは貸出しというものはしておりませんでした。

ただ、検証が終わった後に、公共施設として今後、こういった在り方をするべきなのかというところを議論した結果、貸出施設として使ったほうがいいのかと、東京都にも相談し、条例制定をして、貸出しをスタートさせたというところになります。

なので、最初に研修施設として貸出しをすることを前提としていたのであれば、もう少し前の段階で議論はあったのかなと思いますが、位置としてはよくないところもあるというような状況でございます。

あと、市のホームページについてです。確かに少し見づらいかなどいうところはあるのですが、5年ぐらい前になりますが、今よりも、もう少し見づらかったホームページでした。かなり見づらかったホームページを、少し見やすくリニューアルして、今のホームページになったというような状況です。

やはり市の情報としては、50を超える課があって、それぞれの審議会であったり、それぞれの市民生活に係る情報であったり、いろいろな情報をそれぞれの課が発信するというところになるので、どうしても見づらくなってしまふ部分は出てくるかなと思っておりますが、昔に比べれば少しはよくなったという状況で、御理解いただければと思っております。

池上会長
岩佐課長

ありがとうございます。

追加ですみません、土地の話なんですけど、もともとあの施設は、民間のお家だったものを市のほうに譲り受けてというところが始まりだったかと思えます。

その中で、市の施設としてこういった建物を建てるかというところで、たしか最初は、福祉の関係の建物を予定していたのかなと思うんですけど、ちょっと事情によりまして、それが建てられなくて、市として環境啓発の手を挙げて、環境政策課のほうで引き受けて、環境楽習館を建設したというところが始まりだったかなということで考えていますので、そういった意味合いで、なかなか立地的に分かりづらいところにあるんですけれども、いろいろな魅力的なイベントとか講座を打っていけば、人も集まってくるかと思えますので、場所だけのせいにはせず、そういったものも我々としてはやっていきたいな、やっていかなければいけないなというふうに考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。
 椿副会長。

椿副会長 今、最後におっしゃった、駅からはやや遠いかもしれませんが、すぐ隣が滄浪泉園で、まさにはけ上に立地しているという点で、小金井市の観光・地域資源と非常に重なる場所だと思います。どこまで情報をオープンにするか、使用目的をどう設定するのかということはありませんが、例えば小金井市の観光関係のパンフレットとかマップに、はけは大体出てくる、取り上げてくださっていると思うんですよね。

 せっかくこれだけ環境に配慮した施設として造られているので、そうした資料にも掲載いただくのはどうでしょうか。ただ、いろいろな人が勝手に来られたら困るということにもなるかもしれないので、その辺は議論が必要だと思いますが、滄浪泉園とセットで活用を考えると、滄浪泉園の自然環境・生態系も含め、まさに環境として活用していくということになるんじゃないかなというふうに常々思っていたので、御検討いただければと思います。

池上会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
 それでは、あまり時間もありませんので、次に進みたいと思います。
 次の9番の報告事項に移ります。
 まず、事務局のほうから提案があるようですので、説明をお願いいたします。

高野係長 環境係の高野です。
 今回は、令和4年度の初めての審議会でございます。報告事項が非常に多岐にわたります。したがって、時間的制約もありますので、これから報告させていただく項目の御質疑等につきましては、本日配付しました参考資料4、報告項目質問票で、次回までに事務局にお知らせしていただきまして、次回、委員会におきまして結果を配付させていただくこととしたいのですが、いかがでしょうか。

池上会長 事務局から提案がありました。次回までというのは、提出期限は7月12日と参考資料にあります。

高野係長 はい。7月12日までに御意見をいただいて、次回のときに、その御意見に対する回答を事務局のほうからさせていただくという形にし

たいと考えています。

池上会長　　今の提案に関しまして、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田頭委員　　田頭です。ちょっと事前に調べておいていただきたいなと思うこともあったりして、それが、7月12日に提出して、次の審議会で間に合うのかなと、その辺の心配は多少持っておりますが、可能であればそういう形でも構わないか。

高野係長　　。そうですね、12日までにいただいて、もし、次回の時までには間に合わないのであれば、その次の審議会か個別にお話しさせていただいてから次の審議会ですべてに共有させていただければと思っております。

田頭委員　　すみません。基本的な協力はしたいと思っておりますので、それでしていただけるなら構いません。

高野係長　　はい、お願いします。

池上会長　　それでは、皆さんよろしいでしょうか。

説明を聞きながら、参考資料4のほうにご記入ください。

高野係長　　参考資料4については、紙でお配りしているところですが、審議会が終わってからメールでデータを配信いたしますのでメールでの提出でも大丈夫です。

よろしくお願い致します。

池上会長　　わかりました。ありがとうございます。

それでは、次第9報告事項の「(1) 令和3年度省エネチャレンジ事業実施結果について」から「(4) 令和4年度環境政策課環境系の事業計画について」までの報告を事務局からお願いします。

荻原専任主査　　まず、「省エネチャレンジ事業」につきましては、昨年3月に「小金井市地球温暖化地域推進計画」を策定いたしまして、地域から温室効果ガスを削減していくというなかでは、小金井市からの温室効果ガス排出の8割9割が家庭部門、事業所部門から排出されていますので、そこを狙いうちにした事業ということで4月から始めた事業です。一般家庭、事業所の50組を募集数といたしまして、8月と10月、12月の3か月間、電気とガスの使用量の削減に取り組んでいただきまして、前年度よりも減っていたら商品券を差し上げるというものです。

家庭部門、事業所部門に対して、温暖化、温室効果ガス削減の啓発を狙った事業です。募集50組に対しまして一般家庭が45世帯、事業所からは5事業所、合わせて50組参加募集がありました。

結果といたしましては、家庭部門45世帯のうち35世帯が報告書を提出していただきました。世帯数の構成や年齢構成、取組んだ行動などが資料4の1ページ目に書いてございます。それから、裏面にいきまして、前年比削減率というところで、3%以上減っていたものが商品券をもらえる対象となっていて、3%以上6%未満のところは1ポイントとなつてございます。6%以上10%未満となつたところが2ポイント、10%以上15%未満が3ポイント、それから15%以上が4ポイントという形で、1ポイント500円なので、4ポイントいきますと2000円分の商品券となります。商品券といっても、小金井市内で使っていただけるように市内でしか使えない「さくらギフトカード」というものをプレゼントしました。電気はマックスで2000円、ガスもマックスで2000円分なので、両方とも15%以上減らした方には合計で4000円分のさくらギフトカードをプレゼントさせていただきました。

参加者の感想もそこに書いてありますので、お時間のあるときに見ていただけたらと思います。

それから、事業所の方につきましては、5事業所の申込みがありましたが、最終的に報告書を提出してくれたのは、3事業者でした。それぞれ、結果報告として、取組んだ省エネ行動とか、感想となっております。

どちらも、特に家庭の方は、コロナの関係で在宅勤務などで家にいる時間が増えたので、なかなか減ったというよりも増えたところが多かったというところが大きな感想です。ただ、省エネに取り組むことは大事なので、コツコツとやっていきたいという感想をいただいております。

簡単ではございますが、以上です。

高野係長

続きます、令和3年度環境啓発事業実施結果について（資料5）ご報告いたします。

表紙をめくっていただいて1ページ目がクリーン野川作戦の記載となっております。

概要が2つあり、5月29日と10月23日記載がありますが、いずれも新型コロナウイルス感染症防止のため中止となっております。感染状況を注視しながら、記載のとおり準備を進めておりましたが、開催することができませんでした。

なお、今年度については、野川フィールドワークとして9月10日(土曜)に開催する予定で準備を進めているところです。

次のページをご覧ください。

環境フォーラム 2021in こがねいについてです。

展示企画を宮地楽器ホールで、ワークショップを環境楽習館で、映画上映を環境楽習館とオンラインで実施し、合計で1,138人の方にご参加いただきました。各企画の詳細は報告書をご覧ください。

最後のページをご覧ください。環境施設見学会についてです。

8月23日と3月15日の記載がありますが、いずれも新型コロナウイルス感染症防止のため中止となりました。

報告は以上です。

荻原専任主査 続きまして、「資料6 ダイオキシン類調査について」です。

資料6をご覧ください。

この大気中のダイオキシン類は、ゴミなどを不適切に焼却することで発生する猛毒なダイオキシン類が大気中にどのくらい含まれるかを監視している事業でございます。

1 ページ目をご覧ください。

夏と冬、年2回測定しております。測定している箇所につきましては、3 ページ目をご覧ください。保健センターの屋上と東センター2階踊り場で測定しております。4 ページ、5 ページ目が採取地点となっております。6 ページ目にそれぞれの結果がでておりますが、令和3年度の調査結果は、平均値0.018となっておりまして、環境基準0.6なんですけれども、これの33分の1程度となっておりまして、低い値となっております。

簡単ではございますが、以上です。

次に「資料7 自動車騒音常時監視調査結果について」です。

これは、状況把握を継続的に行うことを意味しておりまして、常時監

視といいましても24時間連続的に監視するというものではありません。ここでいう常時監視とは、自動車騒音を継続的に把握し環境保全のために情報提供をすることとなっております。こちらは、市内にあります6本の都道を11か所に分けまして、その11か所を5年間でローテーションして常時監視しております。なので、年に2地点もしくは3地点ということで測定を行っております。令和3年度の測定地点につきましては、2ページ目、3ページ目をご覧ください。武蔵小金井停車場貫井線「行幸通り」と言われているところと、府中小金井線「東大通り」です。3ページ目に調査地点が載っております。それから、4ページ目にそれを拡大した詳細図が載っております。

この常時監視は道路端から50メートルの範囲にある住宅にどのくらい騒音の影響があるかを調査しているんですけども、その調査結果は21ページになります。

2地点の道路から50メートルに面している全戸数は2701戸あるんですけども、昼夜ともに環境基準値以下だったところが2697戸で割合としては99.9%の達成状況となっております。

これは、先ほど、5年間でローテーションしていると言ったんですが、5年前、平成28年度に同じところを測定していますが、99.4%でしたので、0.5%程達成状況が上がっているという状況になっております。

こちらのほうも、資料がたくさんついていきますので、お時間のある時にご覧になってください。

こちらの報告は、以上です。

引き続き「資料8 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について」となります。

資料8をご覧ください。

こちらは毎年市内にある6本の都道の騒音・振動を調査しております。

13ページをご覧ください。

こちらに調査結果がでております。6本の都道なので、6地点で測定をしています。騒音の方は、環境基準と要請限度が定められていまして、要請限度を超えていると、道路管理者に対して改善を求めることができるとされていますけれども、どちらの基準も満たしておりました。

続きまして、振動です。33ページになります。

振動の方は、環境基準値が定められていませんので、要請限度のみです。6地点とも要請限度の基準を満たしていました、という結果になっております。

こちらのほうも資料がたくさんありますので、時間がある時にご覧ください。資料8の報告は以上となります。

次に「資料9大気質調査について」です。

こちらは、自動車排気ガスが主な原因とされている二酸化窒素濃度です。住宅地及び道路沿道の交差点など市内50箇所で測定しております。それから、浮遊粒子状物質。こちらは、大気中に浮かんでいる粒子状の物質です。工場から出てくる煙だとか、土埃の中に含まれている微小な10マイクロ以下の粒子物質です。粒が非常に小さいものですから、吸い込むと気管支や肺に影響があると言われている物質です。

これらを調査することによって市内の大気環境を監視しています。測定している地点が2ページ目になります。二酸化窒素濃度は、住宅地域は31地点。それから、交差点地域19地点、合わせて50地点で測定しております。浮遊粒子状物質の測定は、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番のところ、2か所で測定しております。

次に、3ページ目が市内のどこで何を測定しているかを赤丸、青丸、黒丸で打ってあります。それぞれの結果なんですけれども、5ページ目に二酸化窒素濃度の結果がでています。いずれの地点も環境基準を大きく下回ってございました。それから、10ページ目に浮遊粒子状物質の測定結果もでていますが、こちらも環境基準値を大きく下回っていたしました。

ということで、小金井市の大気は比較的きれいだということになります。

簡単ではございますが、以上となります。

高野係長

水質監視測定及び湧水調査について（資料10）ご報告いたします。事業概要については1ページ下でございます表1-1をごらんください。

市内 13カ所の井戸水の水質監視測定を年4回、小金井市における野川最下流部の柳橋下にて水質監視測定を年2回、市内4か所で湧水の水質監視測定及び水生生物の調査を年2回、行っております。調査地点につきましては、2ページ目の地図をごらんください。調査結果については6ページ以降に記載されております。

始めに井戸水調査についてですが、11、12ページに検出状況をまとめてございます。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは一部、硝酸性窒素はすべての地点で検出されていますが、環境基準の超過はありませんでした。

13ページには過去2年間の調査結果との比較が記載されておりますが、一部の例外はありますがほぼ同様の検出状況でした。

次に野川調査については15、16ページに記載されております。調査結果についてですが、水素イオン濃度、BOD、大腸菌群数が低い値となっています。これ以外の項目は例年の計測結果に近い形となっております。

すべての項目について環境基準値を超えませんでした。

最後に湧水調査については17ページ以降に記載されております。

有機塩素化合物は全地点で検出されませんでした。硝酸性窒素については環境基準を超過していませんが、やや高めとなっております。

これらについては例年同様の結果となっております。

19ページ目以降は、水生生物や各藻類の結果についての表がございます。

きれいな水の指標種が確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられます。

報告は以上です。

続きまして、地下水位測定について（資料11）についてご報告いたします。

この調査は令和元年度より市で測定を開始しております。

調査概要ですが、11か所を毎月下旬に手動で測定するものです。

調査地点につきましては、3 ページ目の地図をごらんください。

市域全体の地下水位を把握することを目的として、11 か所を選定しております。

結果については5 ページをごらんください。

令和元年度からの結果同様降水量に追従して上下する傾向が見られました。9月に10地点で最高水位となっており、7、8月の降水量の影響を受けたと考えられます。

今後も測定を継続し、情報収集、情報発信してまいります。

続きまして、令和4年度環境政策課環境系の事業計画について御報告いたします。資料12を御覧ください。環境政策課は環境係と緑と公園係の2つの係で組織されております。緑と公園係の事業計画につきましては緑地保全対策審議会での所管事項となっておりますので、本日は環境系の事業計画につきまして主だった事業の説明をいたします。

3 ページの環境対策事務に要する経費を御覧ください。こちら事業全体では325万5千円と大きくプラスになっております。主な理由は、今年度から次世代自動車普及促進補助事業（320万円）を新規で開始したものによるものです。4 ページの環境啓発に要する経費を御覧ください。

こちらは、前年度比509万7千円増となっております。

前年度と比較して、「環境教育事業」の対象校を1校から3校に拡充したこと。間伐材の加工体験等を行う「子ども環境ワークショップ」の対象者を小学生のみであったものから、中学生、高校生も対象として拡充したことと、新規事業として間伐材の伐採や伐採した間伐材を使用した木材加工など未来を担う子どもたちの森林保全の意識啓発を図る事業である「森林教育事業」を新規で開始したこと等によるものです。

令和4年度の環境系のトータルの予算は、前年度比プラス887万3千円で、3,899万6,000円となっております。報告は以上です。

その他といたしまして、令和4年度小金井市環境賞についてご報告いたします。資料はございませんので、口頭でのご報告となります。

市では、環境に対する意識を広く醸成するため、令和3年度まで環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の小金井市環境賞の表彰を行ってまいりましたが、近年ではご推薦がない年度も生じておりました。このことから、環境に対する意識を広く醸成するという目的を達成するため、市内の小中学生に環境に関する絵画等の作品を募集する形式に変更することを検討しております。

詳細は市報7/15号に掲載予定となっております。

事務局の方からは、以上となります。

池上会長

はい、ありがとうございました。

それでは、次第9「報告事項」の全ての報告が終わりました。

それでは、先ほど事務局から提案がありましたとおり、報告事項についてのご質疑がある場合は、配布された「報告事項質疑票」にご記入いただき7月12までに事務局へ提出するというかたちで行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に次第10「その他」にいきたいと思います。全体を通してご意見等ございましたらご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。特にないようであれば、次の議事に移ります。

次第11「次回審議会の日程について」です。事務局から願います。

高野係長

次回の第2回環境審議会の日程について報告します。

次回の日程につきましては、先に皆様にメールで通知させていただいたところですが、8月10日午後2時から市役所第二庁舎8階の801会議室で行います。

通知や資料送付についてはまた別途開催が近くなりましたら発出いたしますのでよろしくお願いいたします。

池上会長

はい、ありがとうございます。何か質問等ございますでしょうか。

荻原専任主査

最後にひとつアナウンスさせていただきます。

先ほど、令和3年度の省エネチャレンジの報告をさせていただいたんですけども、ただいま、令和4年度の省エネチャレンジの参加者を募集しておりますので、小金井市民の方はぜひご参加いただければと思います。ホームページからも申込みできますので、ご参加して

いただければと思います。無理のない節電で参加していただければ結構
ですので、よろしくお願いいたします。

池上会長

はい、ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

ご意見がなければ以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたし
ました。

本日は、これをもって令和4年度第1回小金井市環境審議会の会議を
閉会いたします。

長時間お疲れ様でした。

— 了 —

地球温暖化対策に係る各市の取組み事例

(出展：各市ホームページ)

取組み事例	
八王子市	<p>【八王子エコアクションポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールセンター主催講座、エコひろば主催講座に参加（1 P） ・省エネチャレンジ（家庭でエアコンや照明等の省エネに取り組み、2 か月間チェックシートに記録・提出）（2 P） ・市主催イベント（地球温暖化防止普及イベント）に参加（1 P）等 <p>ポイントに応じて記念品贈呈</p>
	<p>【子ども向け動画】</p> <p>八王子の未来を描くプロジェクト</p>
	<p>【ラッピングバスの運行】</p> <p>ゼロカーボンシティ表明PR</p>
武蔵野市	<p>【気候市民会議】</p> <p>無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。</p> <p>➤ 気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえた上で、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取り組みについて市民目線で話し合い、全5回の会議をまとめた市民意見をもとに、気候危機打開武蔵野市民活動プラン（仮称）を作成</p>
多摩市	<p>【エコアクション宣言】</p> <p>気候非常事態宣言において、市民とともに、地球温暖化対策に取り組むことを表明。地球温暖化対策の一環として、市民や市内事業者の方が地球温暖化を「自分ごと」として捉え、日常生活の中で環境に配慮した行動を実施する「エコアクション」が広がっていくことを推進する。</p> <p>➤ 一人ひとりの取組の効果は小さくても、市民全員の力が合わされば大きな成果を生み出す。まずは自分が取り組める「エコアクション」を宣言してみませんか？</p>
	<p>【COOL CHOICE 啓発誌 全戸配布】</p> <p>【多摩市版クールシェアを実施】</p> <p>「みんなで一つの場所に集まって“涼をシェア”すること」</p> <p>クールシェアパスポートを全戸配布</p>
	<p>【環境に関する講演会等動画配信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候危機と生物多様性 ・地球温暖化と気候変動 ・脱炭素を活かした地域づくり 等

取組み事例	
町田市	<p>【市民のアイデア×エコ宣言】（令和3年度） 市民、企業、市が一体となって町田オリジナルエコバックを作製 家庭で取り組み地球温暖化対策「わたしのエコ宣言」を提出した人の中から抽選でエコバックをプレゼント</p>
小平市	<p>【環境家計簿】 家庭でのエネルギー使用量（電気・ガス・水道など）から二酸化炭素の排出量を算出するもの。毎月のエネルギー使用量を入力すると二酸化炭素の排出量が自動的に計算され、グラフも表示。</p> <p>生活が環境に対してどれくらいの影響を与えているのか一目でわかるとともに、生活を見直すきっかけにもなる。省エネに取り組むことで家計への負担も減らすことができ、地球にもお財布にも優しい家計簿。おすすめの省エネ情報やイベント等のお知らせ機能も。</p> <p><特徴> 前年比較、世帯の標準比較、利用者平均比較ができ、二酸化炭素排出量ランキングも表示される。</p> <p><特徴> 太陽光の発電量・売電量を入力できます。</p> <p><特徴> 取り組み状況に応じてエコダイラポイントが付与されます。</p> <p>1年間で200ポイント以上たまった方には、省エネグッズをプレゼント</p>
	<p>【チャレンジ省エネ2022春 ～目指せ 春の省エネマスター～】 有楽製菓株式会社に協賛いただき、実施</p> <p>(1) ビギナーコース（令和4年4月、5月、6月のうち1か月コース） (2) チャレンジコース（令和4年4～6月の3か月コース） (3) エコダイラポイントコース（令和4年1～7月の7か月間）</p>
港区	<p>【みなとエコチャレンジ】 「みなとエコチャレンジ」は、地球温暖化防止につながる、家庭における省エネ・節電といった環境にやさしい行動の実践と定着を支援し、CO2排出量の削減を促進するための事業。 たまったポイントは景品に交換できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい電力ポイント ・エネルギー使用量確認ポイント ・環境行動ポイント 等

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

- 1 市立公園・環境楽習館の指定管理化の概要
 - (1) 対象施設
全ての市立公園及び環境楽習館
 - (2) 導入目的
 - ア 市立公園
市立公園の適切な維持管理、環境美化サポーターとの協働の推進、にぎわいの創出、公園の魅力向上、低未利用公園の活用など、公園の質の向上を図るため
 - イ 環境楽習館
低未利用設備の活用、にぎわいの創出、利便性の向上、滄浪泉園等の市立公園との一体利用により利用者数の増加を図り、環境啓発を推進するため
 - (3) 指定期間（予定）
5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）
 - (4) 指定管理者の業務内容
 - ア 公園の維持管理に関する業務
 - イ 公園利用者への案内及び要望・苦情への対応
 - ウ 公園の利用を制限し、又は禁止する業務
 - エ 公園利用の許可に関する業務
 - オ 市民、環境美化サポーター等との協働事業の推進に関する業務
 - カ 公園の魅力向上及び環境啓発を図るための自主事業
 - キ 公園施設の設置・管理運営
 - ク 環境楽習館の管理運営
 - ケ 環境楽習館使用の承認に関する業務
 - コ 環境楽習館利用者への案内及び要望・苦情への対応
 - サ その他市長が特に必要と認める業務
 - (5) 民間施設の設置について（任意提案とするが、積極的な検討を求める。）
 - ア 設置公園（予定）
梶野公園
 - イ 設置手法
設置管理許可制度（都市公園法第5条）
 - ウ 設置期間
10年間（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

2 本市が市立公園及び環境楽習館に期待する役割

(1) 市立公園

公園は、子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など、気軽に集い、交わり、悩みを分かち合え、公園利用者同士がつながりあうことのできる場できる「みんなの居場所」であり続けることが期待されている。

子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える子育てに優しいまちづくりの推進、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会の実現、誰もが求める「居場所」でみんながつながることができる社会の実現に寄与する場所であることを基本的な考えとして前提とし、以下に掲げる役割を期待する。

ア 都市環境の保全及び都市景観の確保

公園のみどりの保全及び緑化の推進により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した地域から親しまれる都市景観をつくる

イ 環境教育の場としての活用

公園の豊かなみどり及び動植物などに気軽に日常的に触れ合える環境教育や情操教育につながる場を提供する

ウ 防災、安全性の確保

公園は、市街地の中の貴重なオープンスペースであり、自然災害発生時に担う役割も重要であるとともに、日常的に子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場を提供する

エ 子どもの居場所と交流の場の確保

公園は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場である。

子どもたちが様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場及び子育て家庭が地域と交流し、つながる場の提供をする

オ 健康増進できる場の確保

日常的に散歩や運動などの健康づくりができる場を提供する

カ 共生社会の実現につながる場の確保

障がいのある子もいない子もみんな自然と遊べるユニバーサルデザインに配慮した遊び場を提供する

ク 農にふれあう場の確保

子どもから高齢者までが農や食に関連する様々なイベントや公園を活用した菜園で交流する機会を通じて、身近に農を体験できる場

を提供する。

(2) 環境楽習館

環境楽習館は、地域の環境情報及び地球温暖化対策についての情報を発信し、広く市民に環境保全についての関心を持っていただくこと、また、環境に関する学習や体験を通じて市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を促すことを目的に設置している。

本市は2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、令和4年1月に「小金井市気候非常事態宣言」を発出しており、地球温暖化による気候危機に関する問題は地球で暮らす私たち一人ひとりが真摯に向き合う課題であると認識している。

環境問題は地域で暮らすすべての人に関わるものであることから、環境楽習館は子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など「みんなの居場所」であることを基本的な考えとして前提とし、世界的な「気候危機」を自らの問題として認識できる教育や環境啓発の場として、また、環境啓発等を通じた地域コミュニティに資する場として機能できるよう以下に掲げる役割を期待する。

ア 環境啓発の場の確保

地域の環境情報や地球温暖化に関する情報、環境に係る市民団体や教育機関の情報を整理し、市民が気軽に環境に関する情報に触れられ、新たな交流や環境活動の広がりのきっかけとなる場を提供する。

イ 環境教育の場の確保

大人だけでなく幼い頃から環境への意識を醸成するため、ものづくり等の体験や講演会等の学びを通じて、日常生活の中で環境に配慮した行動の実践を促す場を提供する。

ウ 施設の有する機能の活用

(7) 断熱機能、太陽光発電、小屋裏通風扉、猛暑日ファン等施設が有する環境に配慮した設備、また、キッチンや浴室等の日常的に使用する設備を活かした節水や省エネ行動についての情報提供を行い、来館者が日常生活の中で環境について考えるきっかけを作る場を提供する。

(4) 館外のビオトープに生息する水生生物や植物、敷地内の樹木といった身近な自然とふれあえる場を提供する。

エ 子どもの居場所の確保

環境楽習館は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場である。

子どもたちが学校での学びを自ら発展して考え、様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場の提供をする。

オ 交流の場の確保

- ㊦ 地域で暮らすあらゆる立場の市民が、環境という共通のテーマについて学び、考え、行動、交流することで多様な人同士が結びつき、つながる場を提供する。
- ㊧ キッチン設備を活用したイベントを実施することにより、交流の場を提供する。

なお、イベントは広い意味で環境と捉えられるものとし、幅広くに誰でも集い、楽習館の存在を知っていただくことで、活動の輪が広がることを期待するものである。

カ 食にふれあう場の確保

地場野菜や果物、エコ什器を使った料理を提供する機会を通じて、身近に農やエコを体験できる場を提供する。

キ 研修の場の確保

環境に資する問題提起に関する研修等の利用のみならず、誰でも気軽に利用できるスペース（＝研修室）を提供する。

3 「市立公園」において指定管理者に市が求める能力と役割

市立公園の管理業務を行う上で、指定管理者には、下記の項目が求められる。

(1) 基本的な事業

ア 公園の質の向上に資する管理運営

小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）及び整備基本方針、また、その他の関連計画（第5次小金井市基本構想・前期基本計画、小金井市都市計画マスタープラン、小金井市公共施設等総合管理計画、小金井市地域防災計画、小金井市農業振興計画、小金井市保健福祉総合計画、のびゆくこどもプラン 小金井、小金井市生涯学習推進計画、小金井市スポーツ推進計画、明日の小金井教育プラン、小金井市環境基本計画）などを踏まえ、「公園の質の向上」に向けた管理運営が求められている。

イ 適切な維持管理

公園利用者の安全を第一に考え、快適に利用できるよう、公園利用者、地域住民等の声を的確に把握するとともに、適切な人員体制を確保し、公園施設等の適切な維持管理を確実に行っていく必要がある。

特に植栽等の管理は、中長期的な視点から、予防的な観点により日常的及び計画的に維持管理を行っていくことが求められている。

ウ 市民等からの要望・苦情の適切な対応

要望・苦情に対しては、主体的に取り組み、迅速かつ丁寧に対応する体制が必要である。公園は住宅地にあるため、管理運営には近隣住民の理解が不可欠である。

特に近隣住民からの苦情等について迅速かつ適切な対応が重要であり、日常的な対策が求められている。

エ 市民協働の推進

公園の維持管理や自主事業を行う上で、市民協働の積極的な推進が重要である。市民協働の推進に当たり、公園管理運営士等の資格を有し、市民協働の経験とノウハウを持った人員を配置し、環境美化サポーターの相談業務の充実及び育成が求められている。

市立公園は、それぞれの公園ごとに特徴・特色を有しており、それらを十分に理解し、環境美化サポーターとの協働により、魅力向上に資する取組が求められている。

※ 環境美化サポーターとは、小金井市環境美化サポーター制度実施要綱に基づき、公園等の環境美化活動の申出について、市と合意書を取り交わし、ボランティアにより活動する市民等であり、31団体（令和4年6月15日現在）の登録がある。

オ 市内事業者の活用

(ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき策定した「令和4年度小金井市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者団体に委託している公園の清掃作業等については、今後も継続することとし、受注機会の拡大についても検討すること。

(イ) 滄浪泉園緑地等管理委託及び上山谷緑地公園除草委託を受託している（公社）小金井市シルバー人材センターについて、市内の高齢者の雇用に配慮し、積極的に活用すること。

(ロ) 除草・剪定及び公園施設等の修繕等については、市内の事業者を積極的に活用すること。

カ 利用者アンケートの実施

公園の質の向上に向けた管理運営を図るうえでは、利用者等の意見及び要望を把握することが必要であり、指定管理者において、利用者アンケートを定期的実施し、利用者及び市民ニーズを踏まえ

た公園運営をすることが必要である。なお、調査方法、調査項目等の詳細については、施設の特性や利用形態等に応じて市と協議の上、決定する。

(2) 提案事業

ア 小規模の低未利用公園の活用

地域に分散している低未利用公園の有効活用が課題となっており、市民等からのアイデアを取り入れた活用を積極的に推進する必要がある。

イ 公園施設の設置管理許可制度の活用

栗山公園及び梶野公園のさらなる活用により、市民サービスの向上を図るため、公園施設の設置管理許可制度の活用を積極的に検討する。

ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用

滄浪泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした施設運営が必要である。その仕組みづくりや整備内容について積極的に検討する。

エ 公園の広報の推進

利用者の増加を図るうえでは、公園の魅力を積極的に発信し、効果的に広報していくことが必要であり、様々な手法を活用した積極的な検討をする。

(3) 自主事業（市立公園に期待する役割を踏まえた取組）

上記の市立公園に期待する役割及び多様な市民ニーズを踏まえ、地域の資源をいかし、関係団体（環境美化サポーターや自治会等）、観光まちおこし協会、商工会、大学や専門学校と連携して、公園の魅力、市民サービス及び公園利用者の満足度を向上させる自主事業を積極的に展開することが求められている。

なお、自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を公園の利用者サービスの向上や施設の改善に還元するものとし、利用者の利便性等に配慮しながら、新たな事業について積極的に検討する必要がある。

4 「環境楽習館」において指定管理者に市が求める能力と役割

(1) 基本的な事業

ア 環境学習及び環境啓発の向上に資する管理運営

施設を活用した環境学習の機会を広く市民等に提供することにより、環境に関する市民活動の活性化、人材の育成、及び環境学習の推

進を図ることを目的としている。

また、「小金井市環境基本計画」、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市みどりの基本計画」の推進を目的とした管理運営が求められている。

イ 適切な維持管理

利用者が快適に利用できるよう、地域住民等の声を的確に把握するとともに、適切な人員体制を確保するなど適切な維持管理を確実に行っていく必要がある。

なお、事業等を実施するにあたり、環境問題、環境啓発等に精通した市内の関係団体と連携を図るなど地域資源の積極的な活用に努める。

ウ 市民等からの要望・苦情の適切な対応

要望・苦情に対しては、主体的に取組み、迅速かつ丁寧に対応する体制が必要である。環境楽習館は住宅地にあるため、管理運営には近隣住民の理解が不可欠である。

特に近隣住民からの苦情等について迅速かつ適切な対応が重要であり、日常的な対策が求められている。

エ 市民協働の推進

環境楽習館の維持管理や自主事業を行う上で、市民協働の推進も必要であり、市民等からのアイデアを取り入れた事業の実施を図ること。

オ 市内事業者の活用

施設の修繕等については、市内の事業者を積極的に活用すること。

カ 利用者アンケートの実施

環境楽習館の質の向上に向けた管理運営を図るうえでは、利用者等の意見及び要望を把握することが必要である。

については、指定管理者において、利用者アンケートを定期的実施し利用者及び市民ニーズを踏まえた運営をする必要がある。

なお、調査方法、調査項目等の詳細については、施設の特性や利用形態等に応じて市と協議の上、決定する。

(2) 提案事業

ア イベント等の開催

体験型の講習、講演会等を実施し、市民に環境保全や環境問題を考える場を提供する。

イ 環境啓発事業

環境楽習館内での環境に関する情報発信に努めること。

また、季節ごとに展示内容を変えるなど、来館者が何度も来たくなる工夫をすること。

ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用（再掲）

滄浪泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした施設運営が必要である。その仕組みづくりや整備内容について積極的に検討する。

エ 広報の推進

利用者の増加を図るうえでは、環境楽習館の魅力を積極的に発信し、効果的に広報していくことが必要であるため、様々な手法を活用した積極的な広報を検討する。

(3) 自主事業（環境楽習館に期待する役割を踏まえた取組）

上記の環境楽習館に期待する役割及び多様な市民ニーズを踏まえ、地域の資源をいかし、関係団体（NPO法人や自治会等）、大学や専門学校と連携して、市民サービス及び利用者の満足度を向上させる自主事業を積極的に展開することが求められている。自主事業の展開にあたっては、キッチンや前庭を積極的に活用すること。

なお、自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を施設の利用者サービスの向上や施設の改善に還元するものとし、利用者の利便性等に配慮しながら、新たな事業について積極的に検討する必要がある。

5 今後のスケジュール（予定）

実施項目		実施時期
(1)	小金井市立公園条例及び小金井市環境配慮住宅型研修施設条例改正・債務負担議案提出	令和5年2月 (令和5年第1回定例会)
(2)	指定管理者の公募	令和5年度
(3)	指定管理者による業務開始	令和6年4月1日

小金井市は「2050年ゼロカーボンシティ」を目指しています

第4期小金井市地球温暖化対策実行計画 (市役所版) の概要

小金井市

計画策定等の背景

- ・平成 11 年 4 月、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにしました。
- ・平成 19 年 3 月、小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定し、全庁一丸となって温室効果ガスの排出抑制行動に取り組み、地球温暖化防止対策の推進を図っていくこととしました。
- ・平成 20 年 6 月の法改正を受け、本市の市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって地球温暖化防止に取り組むため、平成 22 年 3 月に、小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。
- ・令和 2 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガス排出量ネットゼロの目標を表明しました。
- ・令和 3 年 3 月、本市では第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第 4 期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定しました。
- ・令和 4 年 1 月、本市では気候が危機的な状況にあることを市民、事業者等と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、小金井市気候非常事態宣言を発出しました。

計画の目的

「エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる」という、市の責務を遂行することを目的としています。市自らが温室効果ガスの排出量削減に率先して取り組むことにより、事業者や市民に対して、地域における地球温暖化対策を促していきます。

計画期間と削減目標

■計画期間

令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月（5 年間）

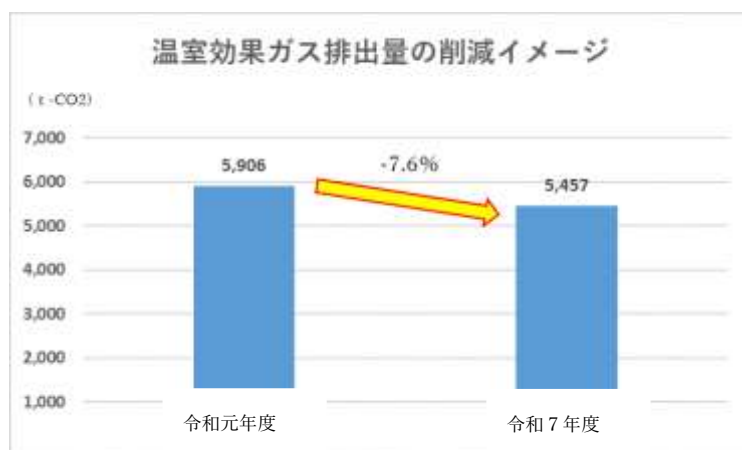
■削減目標

【令和元年度】 5,906 t-CO₂

↓ -449 t-CO₂ (-7.6%) 削減

【令和 7 年度】 5,457 t-CO₂

※ 温室効果ガス排出量（計画当該年度から 2 年度前の実測値）



オール市役所の取組（抜粋）

■日常業務における実践行動

各職場、各施設で使用するエネルギーについて、全ての職員が常に意識をし、CO2削減・省エネ行動に取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

CO2削減行動・省エネ行動



電気使用量の削減	
空調機器の運転時間、適正温度の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室内では、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行し、室温を夏季の冷房時は28℃、冬季の暖房時は19℃を目途に管理します。 ・冷房時にはブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を取り入れます。
消灯の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前、昼休みの消灯を徹底し、時間外には不要な照明を消します。 ・照度基準を下回らない範囲で、照明機器の間引きに努めます。 ・トイレ、更衣室、給湯室、会議室等は使用后消灯します。
待機電力の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは省エネモード設定や輝度を下げる設定にして、長時間離席する場合は主電源を切ります。 ・勤務時間終了時には、電気ポット等、不要な電気製品のコンセントを抜きます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電気機器は、より消費電力の少ない製品を選定します。 ・カーテン、ブラインド、緑のカーテン等を活用します。 ・一斉退庁日を徹底します。
ガス・熱使用量の削減	
	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸器、給湯器、ボイラー、ガスコンロ等の適正使用に努めます。 ・購入の際は、省エネ効率の高い製品を選定します。
エコドライブの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ庁用車の使用を控え、自転車等を使用します。 ・急発進、急加速をしないで、エコドライブを徹底します。 ・カーエアコンを適正な温度に管理します。

省資源化のための取組



紙使用量の削減	
	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーを徹底します。 ・庁内資料等では、裏紙を使用します。 ・ペーパーレス化を図り、会議の開催通知などはメールを活用します。
水使用量の抑制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所や流しにおける節水を励行します。 ・節水コマやセンサー式自動水栓等の導入に努めます。
庁舎等からのごみ減量	
	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸、マイボトル、マイバッグ等を励行します。 ・食事は食べきれぬ量を購入し、食品ロスを発生させないように努めます。

環境配慮のための取組



グリーン購入の基本原則	
購入する前に	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用しないものは、他部局からの借用を検討します。 ・購入ではなく、リースも検討します。
購入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入ガイドラインに沿った物品を購入します。 ・省エネルギーのものを選びます。 ・購入の際には、最低限必要な分だけ購入します。
不要になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・再使用可能な消耗品類・備品はC-ナビ等で周知し、他部局に斡旋します。 ・汚れたプラスチックごみは、きれいに洗って排出します。
グリーン契約の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給契約をする際は、再生可能エネルギー100%電力の調達を検討します。

■施設の新築、改修時及び庁用車の購入時等の取組

今後、新設する施設や大規模改修が予定されている施設については、環境に配慮し、消費エネルギーをより低減化する設備を導入することを目指します。特に CO2 削減効果が見込まれる照明設備・空調設備を中心に、設備の見直しと改善を行い、再生可能エネルギー等の導入を推進していきます。



【施設の新築、改修時】

- ① 太陽光発電、太陽熱利用等の自然エネルギー導入を図ります。
- ② 照明設備は、より消費電力の少ないLEDの導入・転換を図ります。また、人感センサーの導入を図ります。
- ③ 熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入を図ります。
- ④ 水道使用量削減のため、雨水利用による水循環システムの導入を検討していきます。
- ⑤ 施設の屋上や壁面、校庭、駐車場のスペース等を可能な限り緑化していきます。
- ⑥ 道路整備時に透水性舗装等の効果を検討しながら導入を図ります。
- ⑦ 第一種特定製品（エアコン等）からの冷媒（フロン類）漏洩の未然防止・早期発見に向けて、簡易点検を定期的実施していきます。



【低公害車・次世代自動車の選定】

- ① 庁用車の新規購入・リースの際は、小金井市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインに基づき、低公害・低燃費車を選定します。
- ② 借上車の契約の際も、これに準じます。
- ③ 電気自動車等、次世代自動車の導入を進めます。

令和4年度第2回小金井市環境審議会 補足資料

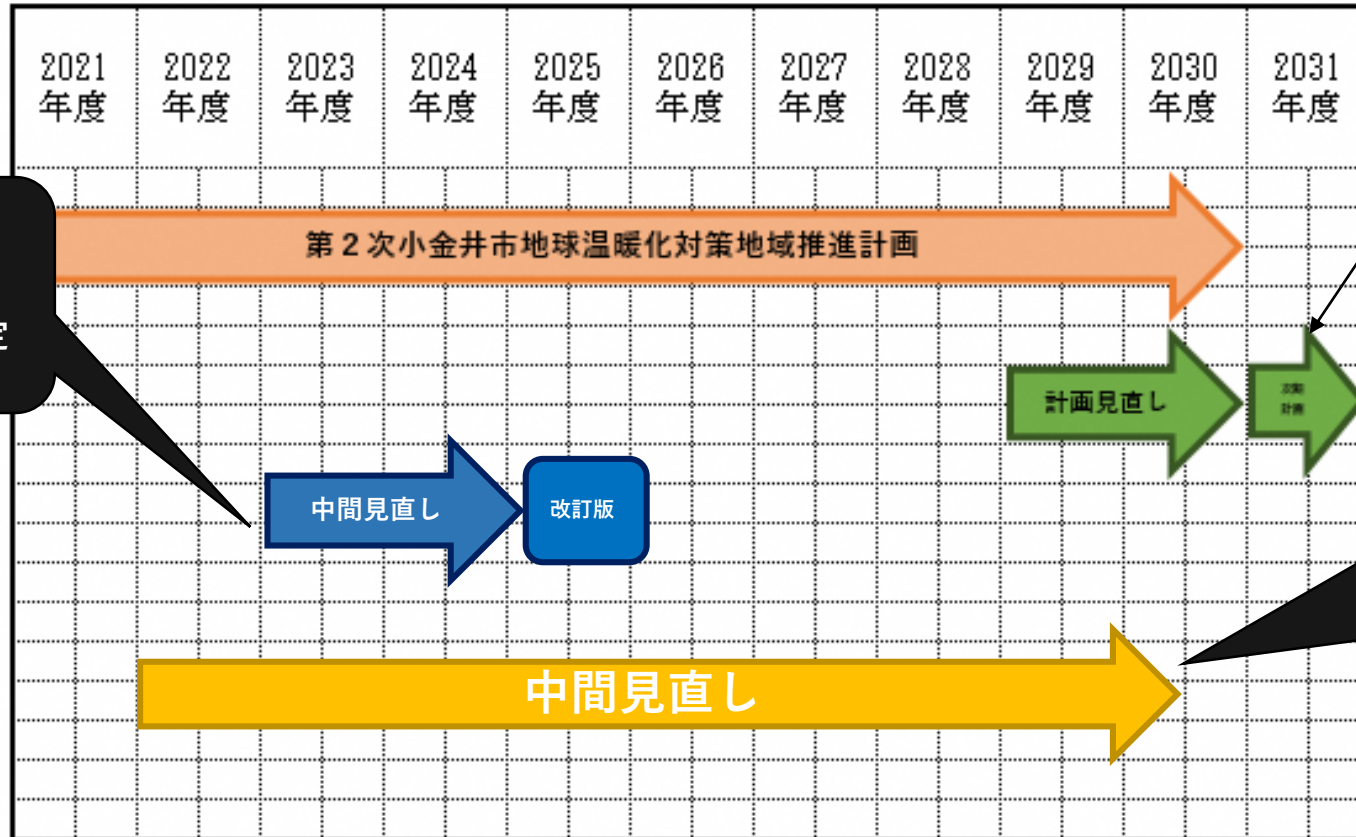
令和4年8月10日

- 1 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画について
- 2 地球温暖化対策 各市の取組み事例
- 3 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について
 - (1) 導入目的
 - (2) 期待する役割
 - (3) 指定管理者に求める能力と役割（基本的な事業）
 - (4) 指定管理者に求める能力と役割（提案事業）
- 4 その他
森林教育事業の実施状況について（森林環境譲与税活用事業）

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画について

「議題2」補足資料

●本市における温室効果ガス排出削減目標について



【案1】
中間見直し年度を
2025年度と想定

【案2】
中間見直し年度を限定しない。
(現状の目標達成を目指す)

【案3】
中間見直し年度は限定しないが、
計画の補足資料として46%削減
目標を明文化する。

地球温暖化対策 各市の取組み事例



地球温暖化対策 各市の取組み事例 【八王子市】

「資料3」補足資料

●八王子エコアクションポイント

対象 八王子市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方（世帯単位にて登録）



行動 はちエコポイント事業に参加して、ポイントを貯めよう！（上限18ポイント）

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1P
講座</p> <p>クールセンター主催講座
エコひろば主催講座</p> <p>参加で 1P (上限3P)</p> | <p>2P
省エネチャレンジ</p> <p>家庭でエアコンや照明等の省エネに取り組み、2カ月間、チェックシートに記録・提出。</p> <p>チェックシート提出で 2P</p> |
| <p>1P
イベント</p> <p>市主催イベント（環境フェスティバル・あつたかホールまつりなど）
クールセンター主催イベント
地球温暖化防止普及啓発イベント</p> <p>参加で 1P (上限3P)</p> | <p>4P
みどりのカーテン</p> <p>つる性の植物を窓際に這わせて作るみどりのカーテンを設置し、みどりのカーテンコンテストに応募。</p> <p>コンテスト応募で 4P</p> |
| <p>5P 6P
はちおうじ省エネ国</p> <p>電気やガス等の使用量を毎月の検針票などを見ながら1年間チェックシートに記録・提出。</p> <p>年間のCO₂排出量が前年度提出分より下かっていた方 6P
それ以外の方 5P</p> | |

商品 貯めたポイントを商品と交換しよう！
八王子ならではの商品、環境に配慮した商品を揃えました！



※商品は一例です。また、一部商品が変更となる場合があります。

●子ども向け動画 八王子の未来はどうなっちゃうの？

子ども向け動画



●ラッピングバスの運行

ゼロカーボンシティ表明のPR



地球温暖化対策 各市の取り組み事例 【武蔵野市】

● 武蔵野市気候市民会議

「資料3」補足資料

一緒に考えてみませんか？地球温暖化と未来のはなし

武蔵野市 気候 市民会議

真夏の暑さ、突然の豪雨、四季の変化...
地球温暖化が原因とみられる気候の変化は
わたしたちの身のまわりで起こりはじめています。

世界中で地球温暖化解決に向けた
社会のシステムの大きな転換が求められるなか、
わたしたち一人ひとりには
何ができるのでしょうか？

今のわたしたちにできることを
共に学び、考え、話し合い、
そして広めていくための場として
「気候市民会議」を開催します。

気候市民会議開催スケジュール

開催回	日時	内容
第1回	7月26日（火曜日） 午後6時から8時まで	テーマ：地球温暖化の現状について、目指すべきまちの姿について ゲストティーチャー：江守正多氏（東京大学未来ビジョン研究センター教授）
第2回	8月23日（火曜日）予定 午後6時30分から8時30分まで	テーマ：地球温暖化に対する取組について（1）
第3回	9月27日（火曜日）予定 午後6時30分から8時30分まで	テーマ：地球温暖化に対する取組について（2）
第4回	10月25日（火曜日）予定 午後6時30分から8時30分まで	テーマ：地球温暖化に対する取組について（3）
第5回	11月22日（火曜日）予定 午後6時30分から8時30分まで	テーマ：これまでの振り返りと市民意見のまとめ



全5回の会議の市民意見をまとめたものをもとに

気候危機打開武蔵野市民活動プラン（仮称）を作成

地球温暖化対策 各市の取組み事例 【町田市】

「資料3」補足資料

● わたしのエコ宣言

【宣言書】

地球温暖化防止のため、あなたのご家庭で「やっていること」、または「これから取り組むこと」を選んで、「宣言」欄に〇をつけてください。ひとつでも構いません。そして、その宣言を実行していきます。

家で取り組む地球温暖化対策 わたしのエコ宣言

1	住所	テーマ(地球温暖化を防ぐ行動)	1年間の効果		宣言
			CO ₂ 削減量	節約	
1		冷蔵庫の開け閉めを少なくする。	3.6kg	230円	
2		使わない部屋の照明は消す。	11.2kg	530円	
3	部屋	テレビを見ないときは消す。	9.6kg	450円	
4		エアコンは夏は冷房28℃、冬は暖房20℃に設定する。	47.5kg	2,250円	
5		パソコンを使わないときは、電源を切る。	11.0kg	690円	
6	風呂	シャワーのお湯は流しっぱなしにしない。	29.1kg	2,760円 (水: 1,300円)	
7		お風呂のふたをしめる。	38.2kg	2,750円	
8	洗面	洗顔や歯磨き中、水を流しっぱなしにしない。	2.4kg	890円	
9	トイレ	使わないときはふたを閉める。	19.5kg	940円	
10	外出	近くへの外出は徒歩や自転車で行く。	48.0kg	2,050円	

上記の取り組みにより、1kg(年間)のCO₂を削減することを宣言します。

以下、ご記入ください。

住所	〒	家族の人数 (0歳未満の子供は別)	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人以上
電話番号		代表者の年代 (0歳未満の子供は別)	10才未満 10才代 20才代 30才代 40才代 50才代 60才代 70才代 80才代以上
MAIL			
ふりがな			
氏名			

ご家族の氏名は、データ集計のために使用し、住所以外の目的では使用いたしません。

宣言書の提出先
・メール: mcity4510@city.machida.tokyo.jp

町田市エコキャクハスの店

地球温暖化が深刻化しています

日本の気候は、どのくらい上がったの？
日本の年平均気温は下のグラフのように、上昇しています。

日本の夏暑白昼日数は、増えているの？
夏暑白昼日数は、日本の年平均気温が上昇するとともに、明らかに増加しています。夏暑白昼日数は、今年観測史上最高の夏暑白昼日数を記録しています。

CO₂を減らしましょう

地球温暖化の原因で、もっとも影響が大きいのがCO₂(二酸化炭素)です。家庭では、電気・ガス・石油・ガソリンなどのエネルギー使用によりCO₂が発生しています。家庭での「節電」、「省エネ」で、地球温暖化の原因となるCO₂の排出を減らしましょう。

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(http://www.pook.org/)より

家庭からの二酸化炭素排出量削減率
+5,370トン削減率
38.3%



「第二次削減目標達成マスタープラン」では、CO₂の排出量(2009年度、kt-CO₂/人)を市民1人あたり20%削減することを目標に掲げています。

：市民の皆さんにもご協力をお願いします。

【宣言書】の活用を通しての参加をお願いします。

エコ宣言をした方の中から抽選でオリジナルエコバック



まちバッグ (赤色と紺色の2種類)

地球温暖化対策 各市の取組み事例 【小平市（1）】

● 環境家計簿（アプリ）

「資料3」補足資料

取組状況

合計(2611件) 車両(2598件) 申請所(13件)

前年度 2022年度 次年度

1年間(2022年4月～2023年3月) 4月～6月 7月～9月 10月～12月 1月～3月

月	今年のCO ₂ 排出量	前年のCO ₂ 排出量	前年同月比CO ₂ 削減率
4月	42,750 kg-CO ₂	41,038 kg-CO ₂	4.2% 増加
5月	30,764 kg-CO ₂	30,531 kg-CO ₂	0.8% 増加
6月	22,704 kg-CO ₂	46,354 kg-CO ₂	51% 減少
期間の合計 (電気・ガスの合計)	96,218 kg-CO ₂ (87,084 kg-CO ₂)	117,922 kg-CO ₂ (108,441 kg-CO ₂)	18.4% 減少 (19.7% 減少)

画面例1

画面例2

「環境家計簿アプリ」としては、全国の区市町村の自治体では初のアプリ

地球温暖化対策 各市の取組み事例 【港区】

「資料3」補足資料

● みなとエコチャレンジ

みなとエコチャレンジ2022
ご家庭で環境にやさしい行動にチャレンジして、景品に交換しよう！

環境にやさしい行動を実践してポイントを始めよう！
ポイントは景品と交換できる！
景品と交換できてお得！環境にも優しい！

景品例

あきる野環境学習無料優先参加券 5,000ポイント	植樹体験無料優先参加券 2,500ポイント	スマートボールキット 1,200ポイント
おちよこコースター 900ポイント	カトラリーセット 700ポイント	区内共通商品券(500円分)※年間2枚まで 700ポイント
ヒノキアイピロー 500ポイント	クロス雑巾 400ポイント	シェーフレッシュアップ 300ポイント

他にも、間伐材で作ったエコなオリジナルグッズが盛り沢山!
※写真はイメージです。

参加者随時募集!
詳しくは、専用ホームページまたは本リーフレットをご覧ください!
専用ホームページはコチラ!

ポイントの種類	チャレンジ内容	ポイント数
環境に優しい電力ポイント	温室効果ガスの排出の少ない電力を利用する 【提出書類】 温室効果ガスの排出が少ない電力会社の検針票等 ※二酸化炭素排出係数は、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値です。 ※二酸化炭素排出係数は環境省の温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度の電気事業者別排出係数一覧の令和4年提出用の調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh) の (参考値) 事業者全体を参照してください。	高ポイント 二酸化炭素排出係数が0~0.000300の電力の利用 1000ポイント 二酸化炭素排出係数が0.000301~0.000400の電力の利用 500ポイント
エネルギー使用量確認ポイント	電気・ガス・水道の使用量を記録して、前年同月の使用量と比較する 【ネット参加者】 「みなとエコチャレンジ」専用HPに使用量を入力する。 【紙参加者】 エネルギー使用量記録シートに記録して提出する。	〈電気・ガス〉 3か月分を記録して 100ポイント 〈水道〉 6か月分を記録して 100ポイント
環境行動チェックポイント	環境行動チェックを3か月ごとに行う 【ネット参加者】 「みなとエコチャレンジ」専用HPから回答する。 【紙参加者】 環境行動チェックシートに回答して提出する。	3か月ごとに 50ポイント

900ポイント	7 おちよこコースター あきる野産間伐材から生まれた、おちよこミニコースターの2個セットです。 ※サイズ おちよこ:直径4.7cm 高さ5.5cm コースター:縦横6.5cm 厚さ5mm
800ポイント	8 ブックカバー 国産間伐材で作ったブックカバーです。文庫本に適したサイズです。 ※サイズ17.5×24cm
700ポイント	9 カトラリーセット 国産間伐材で作ったスプーン&フォークのセットです。 ※サイズ全長約17cm

環境に優しい行動を実践してポイントを貯めて、ポイント数に応じて景品を贈呈

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

子ども・子育て世代の方との意見交換の実施

令和4年7月28日から8月3日にかけて、市内4つの児童館で実施



ワークショップの様子

ワークショップの意見は模造紙にまとめて、各児童館に8月31日まで掲示

賛同する意見には「いいね！」●シール



ワークショップででた子どもの声

子育て世代の方からはアンケートを実施
(市ホームページにおいても8月31日まで実施中)

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について



小金井市公式動画チャンネルに掲載しました。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

指定管理者制度導入に向けた民間事業者との個別対話結果概要

民間事業者との対話実施経緯

公募の準備に際し、事業内容の市場性の確認及び柔軟かつ実現可能なアイデア等を踏まえた事業内容とするため、民間事業者と個別対話を実施
(令和4年6月27日及び28日に実施)

個別対話事業者

10事業者・23名

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

指定管理者制度導入に向けた民間事業者との個別対話結果概要

個別対話結果の概要（一部抜粋）

- 環境楽習館の設置目的を踏まえた活用を前提としつつ、民間事業者の自由な提案を受け入れる公募内容とする方がいいとの意見があった。
- 複数事業者から地域のコミュニティの場となるような様々なイベントの開催について、前向きな意見が得られた。
- 複数事業者からシェアキッチンとしての活用について、前向きな意見が得られた。
- （公園と環境楽習館を活用した環境教育等につながるご提案）
複数事業者から他自治体における実績を活かした前向きな意見があった。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」1ページに記載)

● 導入目的

- ・ 低未利用設備の活用
- ・ にぎわいの創出
- ・ 利便性の向上
- ・ 滄浪泉園等の市立公園との一体利用により利用者の増加を図り、環境啓発を推進する。

● 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

期待する役割

- 環境啓発の場の確保
- 環境教育の場の確保
- 施設の有する機能の活用
- 子どもの居場所の確保
- 交流の場の確保
- 食にふれあう場の確保
- 研修の場の確保

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」3ページに記載)

● 期待する役割

環境**啓発**の場の確保

市民が気軽に環境に関する情報に触れられ、新たな交流や環境活動の広がりのきっかけとなる場を提供する。

環境**教育**の場の確保

幼い頃から環境への意識を醸成するため、ものづくり等の体験や講演会等の学びを通じて、日常生活の中で環境に配慮した行動の実践を促す場を提供する。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 期待する役割

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」3ページに記載)

施設の有する機能の活用

- (ア) 断熱機能、太陽光発電等施設が有する環境に配慮した設備キッチン等の日常的に使用する設備を活かした節水や省エネ行動についての情報提供を行い、日常生活の中で環境について考えるきっかけを作る場を提供する。
- (イ) 館外のビオトープに生息する水生生物や植物、敷地内の樹木といった身近な自然とふれあえる場を提供する。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 期待する役割

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」3ページに記載)

子どもの居場所の確保

環境楽習館は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場である。

子どもたちが学校での学びを自ら発展して考え、様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場の提供をする。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」4ページに記載)

● 期待する役割

交流の場の確保

- (ア) あらゆる立場の市民が、環境という共通のテーマについて学び、考え、行動、交流することで多様な人同士が結びつき、つながる場を提供する。
- (イ) **キッチン設備を活用したイベント**を実施することにより、交流の場を提供する。

なお、イベントは広い意味で環境と捉えられるものとし、幅広に誰でも集い、楽習館の存在を知っていただくことで、活動の輪が広がることを期待するものである。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

環境楽習館記載箇所抜粋

(「資料4」4ページに記載)

● 期待する役割

食にふれあう場の確保

地場野菜や果物、エコ什器を使った料理を提供する機会を通じて、**身近に農やエコを体験できる場**を提供する。

研修の場の確保

環境に資する問題提起に関する研修等の利用のみならず、**誰でも気軽に利用できる**スペース（＝研修室）を提供する。

指定管理者に求める能力と役割 (基本的な事業)

- 環境学習及び環境啓発の向上に資する管理運営
- 適切な維持管理
- 市民等からの要望・苦情の適切な対応
- 市民協働の推進
- 市内事業者の積極的な活用
- 利用者アンケートの実施

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（基本的な事業）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」6,7ページに記載）

環境学習及び環境啓発の向上に資する管理運営

施設を活用した環境学習の機会を広く市民等に提供することにより、環境に関する市民活動の活性化、人材の育成、及び環境学習の推進を図ることを目的としている。

適切な維持管理

住民等の声を的確に把握し、適切な維持管理を確実に行う必要がある。
なお、事業等を実施するにあたり、**環境問題、環境啓発等に精通した市内の関係団体と連携を図る**など地域資源の積極的な活用に努める。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（基本的な事業）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」7ページに記載）

市民等からの要望・苦情の適切な対応

要望・苦情に対しては、主体的に取組み、迅速かつ丁寧に対応する体制が必要である。環境楽習館は住宅地にあるため、管理運営には近隣住民の理解が不可欠である。

市民協働の推進

維持管理や自主事業を行う上で、市民協働の推進も必要であり、**市民等からのアイデアを取り入れた事業の実施**を図ること。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（基本的な事業）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」7ページに記載）

市内事業者の活用

施設の修繕等については、市内の事業者を積極的に活用すること。

利用者アンケートの実施

環境楽習館の質の向上に向けた管理運営を図るうえでは、利用者等の意見及び要望を把握することが必要である。

については、利用者アンケートを定期的に実施し利用者及び市民ニーズを踏まえた運営をする必要がある。

指定管理者に求める能力と役割 (提案事業)

- イベント等の開催
- 環境啓発事業
- 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用
- 広報の推進
- 自主事業（環境楽習館に期待する役割を踏まえた取組）

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（**提案事業**）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」7,8ページに記載）

イベント等の開催

体験型の講習、講演会等を実施し、市民に環境保全や環境問題を考える場を提供する。

環境啓発事業

環境楽習館内での環境に関する情報発信に努めること。
また、季節ごとに展示内容を変えるなど、来館者が何度も来たくなる工夫をすること。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（**提案事業**）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」8ページに記載）

滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用

滄浪泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした施設運営が必要である。その仕組みづくりや整備内容について積極的に検討する。

広報の推進

利用者の増加を図るうえでは、環境楽習館の魅力を積極的に発信し、効果的に広報していくことが必要であるため、様々な手法を活用した積極的な広報を検討する。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

● 指定管理者に求める能力と役割（**提案事業**）

環境楽習館記載箇所抜粋

（「資料4」8ページに記載）

自主事業（環境楽習館に期待する役割を踏まえた取組）

環境楽習館に期待する役割及び多様な市民ニーズを踏まえ、**地域の資源をいかし、関係団体（NPO法人や自治会等）、大学や専門学校と連携して、市民サービス及び利用者の満足度を向上させる自主事業を積極的に展開することが求められている。**自主事業の展開にあたっては、キッチンや前庭を積極的に活用すること。

なお、自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を施設の利用者サービスの向上や施設の改善に還元するものとし、利用者の利便性等に配慮しながら、新たな事業について積極的に検討する必要がある。

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

今後のスケジュール（予定）

（「資料4」8ページに記載）

	実施項目	実施時期
(1)	小金井市立公園条例及び小金井市環境配慮住宅型研修施設条例改正・債務負担議案提出	令和5年2月 （令和5年第1回定例会）
(2)	指定管理者の公募	令和5年度
(3)	指定管理者による業務開始	令和6年4月1日

森林教育事業について

森の間伐体験と木工製作（森林環境譲与税活用事業）



間伐体験

5月29日（日）

6月 5日（日）

6月19日（日）

6月25日（土）

木材加工

8月 5日（金）

8月 8日（月）

8月 9日（火）

8月10日（水）

8月12日（金）

製作物ヒアリング

7月29日（金）

森林教育事業について

森の間伐体験と木工製作（森林環境譲与税活用事業）



野川

環境フィールドワーク

2022年

9月10日(土) 荒天11日
10:00~12:00 集合9:45

野川の植物や昆虫の観察、安定した生態系をおびやかす外来植物の駆除、野川を通じてやがて海を漂うプラごみの回収を行い、野川の環境の今をとらえます

申込 9月5日(月) 17:00まで
☎ 042-387-9817 (環境政策課)
市のホームページ又は下記のQRコードから申込ください



★抽選の有無にかかわらず申込結果を9/7までに連絡します

A 武蔵野公園 くじら山下原っぱ 本部に集合

① 植物観察グループ 講師：池竹則夫さん(植物研究家)
水辺の植物のおもしろサバイバル術を観察

要申込 : 20名(多数抽選)

② 外来植物駆除グループ 講師：上田タ希子さん(野川自然の会)

生態系を脅かしどんどん増える外来植物を駆除します

要申込 : 20名(多数抽選)

④ 野川で回収! ストップ海のプラごみ(自由参加)

プラスチック、ペットボトル・・・どんなごみも海まで流される前にみんなで回収

コース：くじら山 ↔ 前原小 または くじら山 ↔ 二枚橋

★持ち物：長靴かウオーターシューズ

B 野川第一調節池 まる池の西側 休憩所に集合

③ 昆虫観察グループ 講師：高橋利行さん(生態計画研究所)
草原の鳴く虫、水辺のトンボなど野川の昆虫をモニタリング

要申込 : 20名(多数抽選)

★持ち物：虫とり網

- ◆各グループ共通：風通しの良い長袖長ズボン、飲み物、帽子
- ◆新型コロナウイルス感染予防のため、お出かけ前の検温とマスクの着用をお願いします
- ◆②と④はボランティアカードの捺印対象イベント
- ★車ででの来場はできません。各会場へは徒歩か自転車かバスでおいでください。自転車は各会場の駐輪スペースに停めてください。

★天候の状況や、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、イベントの開催を中止させていただく場合があります。ご来場前に必ず小金井市ホームページにて開催の有無をご確認ください。



主催 小金井市

後援：東京都北多摩南部建設事務所 企画・運営：NPO こがねい環境ネットワーク 協力：野川自然の会・小金井市環境市民会議

当日の問合せ：070-2361-0435 (NPO こがねい環境ネットワーク)